

西日本入会林野研究会 会 報

(第 7 号)

『入会林野と入会慣習』

(第 7 回シンポジウム)

巻 頭 言 中 尾 英 俊 (1)

<報 告 要 旨>

入会林野整備事業の概要 岡 村 芳 美 (2)

入会林野の整備前後の入会慣習と問題点 高 尾 徳 次 (3)

入会林野近代化事業を実施して 佐 藤 英 男 (5)

公有地と入会権 武 井 正 臣 (7)

<シンポジウム>

I 整備前における入会慣行と権利者の確認 (9)

II 登記の手続き (18)

III 従事割配当と税制問題 (19)

IV 生産森林組合と分収林および育林経営のあり方 (24)

<大会記事・総会報告>

<会 員 名 簿>

<研究会の歩み>

<入会林野等担当者一覧>

1982. 8

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役員） 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

<巻頭言>

入会林野の研究

代表委員 中尾英俊

わが西日本入会林野研究が発足してはや8年目になる。この間、年をおうにしたがって会員の数もふえ研究会大会が盛になっていることはまことよばしいことである。のみならず、中日本、東日本にも同じ目的をもつ研究会が設立され、これで全国に入会林野研究の組織がつくられたことになる。お互に協力しあって研究の成果をあげたいものである。いずれ全日本入会林野合同研究会大会が開催されたら、などと考えるのは私だけであろうか。それにしてもここまでこの組織を盛立ててこられた会員各位の御努力と関係機関の御協力に心から感謝の意を表する。

少し前のことであるが、この研究会は入会林野整備研究会か、とたずねられたことがある。たしかに、この研究会では入会林野整備にかんする問題が多く取上げられる。しかし私たちは決して入会林野整備だけを問題にしようとするのではない。

私たちの本来の意図は、入会林野を、入会権者の立場から、どのように利用するのがもっと

も効果的であるか、そのための経営形態や権利関係等を研究することにあるのである。入会林野の効果的利用の一つの手段として入会林野整備が適当であると考えから、入会林野整備が多く問題にされるのであって、入会林野整備をすることが正しいとか必ずすべきだなどと考えているのではない。入会地として現に効果的に運営されている林野は数多く、それは今後も入会林野として運営されるべきである。

入会林野を整備すべきだとはいわないまでもした方がよいとはじめから考えるのは入会権に対する歪んだ先入観があるのではないかと思われる。たしかに入会権はこれまで異端視されてきた。それは開発にとって障碍となったからである。ところが開発という名で美しい日本の自然が破壊されてゆくのを見るとむしろ入会権を守るの方が一層大切ではないか、と考えられる。そうである以上、入会権すなわち入会林野であることのプラスの点とマイナスの点をもう一度改めて考えてみる必要があると思われる。

<報告要旨>

入会林野整備事業の概要

山口県阿武町 岡村 芳美

1. 地域の概要

本町は山口県の北部に位置し、北及び東北は須佐町に、東南はむつみ村、南は福栄村に西南は萩市に隣接し、北西は日本海に面した総面積116.76km²でその内林野面積は9,693haで林野率83%の農林漁業の町である。

2. 入会林野整備の概要

(1) 宇田浦入会林野整備組合

整備前関係者 115名(117口)

実施完了面積 1,547,302m²

県認可年月日 昭和44年3月10日

(整備後の状況)山口県林業公社と分収造林契約142.27haを実施して現在に至る。

一部直営もある。

(問題点)

- ① 他町村在住者が多かったため整備後の管理について入会権者の親族による管理人を設置。
- ② 整備計画で組合長の死亡により一時計画書を取り下げた。
- ③ 入会権者が漁業関係者であったため山に対する関心があまりなかったため、施業等に対する理解を求めるとに苦労した。
- ④ 整備後は林業公社と分収造林契約をして造林も完了したので非常に喜ばれている。
- ⑤ 入会権者が多人数であったため相続関係の処理で手間取った。

(2) 宇田平原入会林野整備組合

整備前関係者 25名(24口)

実施完了面積 508,055m²

県認可年月日 昭和45年10月30日

(整備後の状況)山口県林業公社と分収造林契約50.8haを実施して現在に至る。

(問題点)

- ① 他町村在住者の承諾が得られなかったため指定から認可申請まで時間を要した。
- ② 入会権者が在町者でなければならぬので、他町村在住者は親族の人に持分を譲渡して整備した。
- ③ 整備後林業公社と分収契約をするため、実質所有者に所有権を移転しなければならないので、前所有者と実質所有者との売買をして分収契約をした。

(3) 川平山入会林野整備組合

整備前関係者 68名

実施完了面積 318,626m²

県認可年月日 昭和51年3月30日

(整備後の状況)国有林野の隣接地であったため現在は国有林に売却。

(4) 下郷入会林野整備組合

整備前関係者 29名

実施完了面積 148,596m²

(整備後の状況)調査測量のみ完了。

(問題点)新規加入者(3名)に対して負担金などの対処の仕方が問題。

(5) 宇久入会林野整備組合

整備前関係者 45名(43口)

実施完了面積 966,702m²

県認可年月日 昭和55年7月15日

(整備後の状況)山口県林業公社と分収造林契約17haの見込み。残地については直営林。

(問題点)

- ① 住所不定者があったため非常に困難であった。

- ② 集団内での売買を集団関係者が承認しなかったため、長期間を要した。(売買契約書の関係書類の不備のため)

57年度から行う新林業構造改善事業の中で2集団(権利者22名面積27.2ha、権利者46名、面積10ha)の入会林野整備を行う計画を進めている。

入会林野の整備前後の入会慣習と問題点

長崎県林務課 高尾 徳次

2. 入会林野整備前に入会集団の概要

- (1) A地区は4つの小集落からなり、入会権者は、108名で農業105名、商業主体3名という農業主体の集落である。

旧藩時代は、家老の知行地であったものが、明治の初め、郷に寄附され郷山となった。

大正時代に村有地となった後、昭和33年、代表者4名で登記した。

昭和26年、地区の中学校建設の資金を調達するため、入会権者と権利の無いものにも出資させ、その時の出資者110数名を入会権者とした。

当時の林業経営は、小集落から選任された山委員6名を中心に、年間7~10日間無償出役により、植栽、保育管理がなされ、毎回70~80名の者が出役していたが、出役しない者から出不足金を徴収し、出役した者に弁当代や酒代として支給し、毎年0決算としていた。

また、郷外に転出すると、脱退させ手切金として10万円程度支給していた。

本日は入会林野整備をした中から2つの事例をとりあげ、整備前と整備後を入会慣行の面からと、経営面からとらえて、整備後の生産森林組合の当面している問題点を提起し、皆様の御指導を仰ぎたい。

1. 長崎県における入会林野整備の概要

長崎県において、入会林野近代化法による入会林野整備は、100件、面積にして9,958ha、入会権者数7,456名について実施されている。

整備後の経営状況は、個別経営とするもの1,119戸、574ha、協業経営とするもの108件、9,384haでありその内生産森林組合を設立したもの82組合である。

生産森林組合の経営する山林で直営林5,864ha、分収造林2,450haで、その割合は7:3となっている。

また、人工林率も56%と県下平均41%より相当高くなっているが、資源内容は幼令林が大部分で伐採できる山は0という状態である。

入会林野整備の動機は、入会権者の中には、従来の旧株と分家や新規加入による新株とがあり、植林地の出役の状況により差をつけ管理していたが、会計処理が面倒になっていた。

入会権者間で差のあった権利を、松や雑木の処分を行い、現金を支給し、平等とした上で入会林野整備を行った。

尚、整備時の山林面積106ha、人工林44haであった。

(2) B地区は8集落からなり、入会権者721名で農業主体の集落である。

廃藩置県により、旧藩主から、B地区4名、当時550戸程度に無償譲渡され、大正12年に部落有林野統一により、従来の慣行を条件に村有地となり、昭和15年には町村合併により市有地となった。

山の利用は、昭和20年代までは、薪炭の採取と採草がなされ、年間20日間程度解禁日が定められ、1日に牛馬1頭分の搬出が認められていた。

昭和27年頃から車の普及に伴う一方、エネルギー源の変化、建築様式の変遷に伴ない利用方法も変って、伐採跡に造林を開始したが、昭和33年に大水害に見舞われ保安林の重要性が認識され、昭和34年から38年まで保安林改良事業として、毎年相当量の造林がなされた。

造林は市の直営で地元には賃金が支給されているようであるが、自力でこれの保育と造林を相当量実施している。

作業は入会権者のうち600名程度が、トラック15~16台に分乗し、無償出役により実施された。

出役しない者からは、2,000~3,000円程度の出不足金を徴収し、諸経費に充当し

ていた。

入会林野整備の動機は、市名儀を入会権者全員の所有名儀に移転し、安心して山林の管理経営に専念するため、入会林野整備を発議した。

整備時の山林面積は230ha、人工林154ha、天然林76haであった。

3. 入会林野整備後の生産森林組合の概要と経営上の問題点

(1) A地区は、昭和44年に入会林野整備を行い、生産森林組合を設立した。

A生産森林組合は、設立時108名で、各人は現物出資として、土地を1万円あて出資している。

組合設立後は、団地造林事業を導入し、組合員の無償出役により、急速に造林が進み100%人工林化された。

また、昭和52年から55年まで林構事業の高度集約育林として、総事業費28,000千円で下刈61ha、除伐71ha、枝打60ha、作業路開設等が実施され育林作業が進み良い山づくりがなされているが、経営上次のような問題点がある。

① 補助事業の導入に伴い、賃金を支給せざるを得ず、林構事業がなくなれば、今後は無償出役とせざるを得ない。法人税法では協同組合は、賃金を支給するものを除くと規定されており、この組合は将来従事割当が出来るか問題を残している。

② 組合員の高齢化が進み、後継者難が危惧されている。

③ 森林経営簿(組合員出役台帳、年度別、場所別、作業種別)決算、登記手続が充分でなく事務能力に問題がある。

(2) B地区は、昭和46年に入会林野整備を

行い、組合員721名各人は現物出資として、土地を1口10,000円として40,000円あて出資して設立された。

設立後、公団造林に23ha提供し、他に自力造林13haが無償出役により実施され、現在は保育作業中心で作業量も僅かであり、人員輸送作業時の事故等を考え、森林組合に委託している。

この組合の問題点としては、

① 組合員が多く現在641名であり、総会には80名程度出席、他は書面決議しているが、総代制を導入していない。

② 無償出役が困難なため、除伐、間伐、枝打が遅れている。

有償にして組合員の作業にすれば森林組合の作業班の方が作業の仕上がりが良いということになり、委託に出すケースが多くなりつつある。

③ 脱退者が多いが、1人40,000円の出資金を脱退者に払戻すのが困難である。

現在、320万円未払いとなっている。

④ 収益がなくて年間2,000円ずつ負担させ、5年後に出資金に振替えているが、この負担も困難である。

5. 問題をとりまとめてみると整備前の問題であった、所有権の不安、入会権者の不確定、融資を受けられない等の問題は入会林野整備により消滅した訳ですが、生産森林組合に新ら

たな問題が発生した。

① 社会情勢の変化により無償出役が困難になっている。

出役がなければ収益がないので、事業を実施するには、融資を受け賃金を支払う方法か、保育等が手遅れになるかである。

② 入会林野の場合、有償でも問題はないが、組合の場合は賃金を支払うと、法人税法上の従事分量配当が受けられない。

有償化はその時は良いが、その後また無償化せざるを得ない場合どうなるのか。

③ 生産森林組合は、出資と労務の提供で経営していくものである。

入会慣習では、出役しなければ出不足金を支払うことにより平等の権利が認められていたが、生産森林組合では、出資のみで事業に常時従事しない者も組合員として認められている。

育成段階で事業に従事せず、後継者の相続加入などにより、従事できるようになり、収益のある年度の実績で従事割当をするとなれば、組合員間でアンバランスが生ずる。

④ 脱退者が多い
入会慣習では、脱退の場合、無償か賃別程度で済ませていたが、出資したものを払戻さねばならない、これの捻出に困っている。

入会林野近代化事業を実施して

熊本県南小国町 佐藤 英 男

南小国町には10,646haの林野のうち町有林野(含原野)が5,300haを占め、時代の変遷に

より遊休林野が発生するようになり、41年度より入会林野整備事業を実施し近代化を推進した。

1. 町有林の沿革及び現況

(1) 官有林野の払下げ及び寄附

官民有区分に際し官有になった林野について明治32年国有土地森林原野下戻法の公布につき、明治38年3月の村会で約100筆につき下戻申請がなされた。明治38年4月に大字有となり、翌年39年9月の議会で下戻地に統一条件を附し寄付を受理する様議決した。

(2) 部落有林野の統一

官民有区分により民有とされた原野は部落有林野統一事業により大正11年より昭和5年にかけて下記の条件をかかげて南小国村に寄附されている。

(3) 統一条件

- ① 使用区域に対する使用料の件…部落負担
- ② 造林・管理者に対する保護・報酬の件…伐採収益金の10分7は部落へ交付
- ③ 造林組合に対する分収条件
 - イ 天然林の売却の場合10分の6を組合に交付する
 - ロ 人工造林木の売却の場合10分の7を組合に交付する
 - ハ 町より植林費を支出して村(町)有林の保護、手入れを委託された林分の売却の場合10分の3を組合に交付する
- ④ 薪炭林を経営する造林組合の立木売却の場合従来の慣行による。

(4) 町有林野の管理及び処分

部分林設定条例による

- ① 土地利用は部落又は牧野組合
- ② 立木及び土地の処分は町が実施し収益

金を交付する

(5) 町有林野の現況

町有入会林野は直営林及び学校林を除いたものである。直営林及び学校林は313haである。これを除いた部分林396ha、その他の入会林野4,600haである。

(6) 入会林野の特色

- ① 入会権者の資格及び権利
 - a 部落在住者であること
 - 入会権の資格を明文化している集団は少なく、権利及び義務は平等で部落から転出したら権利は当然放棄したことになる。
 - b 固定資産税の非課税…税の対象としない
 - c 採草放牧利用の自由
- ② 植林の場合
 - 町と部分林設定組合の分収…部分林設定条例、統一条件で制限される。
 - 立木等売却の場合は町に申請し、町が処分し、その収益金を町が交付金として交付するので所得税の対象とならない。
 - 管理面においては使用収益の面では入会権者で行っている。但しトラブルが生じた場合は町が解決にのりだす。

2. 入会林野近代化事業について

(1) 整備の着手・実施

昭和41年度から実施

(2) 整備の実施方法

南小国町町有入会林野整備要綱を制定しこれに基づいて事業を進める。例えば①集団が管理している林野の10%を純町有にし、90%を団体に無償で所有権移転をし近代化事業を行う。②個人分割は認めず権利者が農事組合法人又は生産森林組合に出資し、集団経営を指導し高度利用を計って

る。

(3) 実施の基本方向

昭和41年10月20日の農林事務次官通達に集団経営による高度利用と権利の零細分割防止が指示してある。その主旨に基づき当町では集団経営(法人経営)を進めている。

この整備を実施することにより入会権者に造林意欲をおこさせ、同時に資産意欲も向上させて町民の所得の向上を計ることを目的としている。

(4) 問題点

①②の両方を実施するに際しては現在の成員ではうまくいかない。

この整備により当初目的であった町の基本財産の造成ならびに国土保全にあった経営をすることとしているが、特に100年計画を樹立して、将来に向かって80年から100年生以上の大径木生産並びに特殊材(えん桁材・人工絞丸太・焼き杉材)及びシイタケ原木の生産確保・オーレンその他の林間栽培による林地の活用を実施している。

公有地と入会権

島根大学法文学部 武井正臣

1. 公有地入会

地盤の所有名義が県・市町村・財産区となっている土地(林野)の上に入会権が成立している場合を公有地入会という。

県有地・財産区有地の上に入会権があるのは地域によってかたよりのがあるが、市町村有地の上に入会権があるのは全国的にみられる。

本町は、町有林野のうち大半が畜産的に利用されているが、近代化事業を実施することにより高度利用をしなければ目的を達成出来ない。それには出来るだけ森林経営地を取るとしても、残りの林野を畜産利用地として草地造成改良を行うことが必要となる。

ところで、林野で草地造成改良を行えば農地法の適用を受ける事になる。入会林野の近代化を行う場合、現在の権利者の中には、農業経営を行っていない者がいる。この様な者がいる場合、金銭にて対価の支払を行い、権利の放棄をして載き農業経営者のみにして実施すれば問題は発生しないが、放棄をしない場合、農業経営を行っていない者を含んで近代化を実施する場合、近代化法では入会整備が出来ることになっても、農地法に抵触して所有権の取得及び法人への所有権の出資が出来ない事になるが、この問題はなんとか解決出来ないものであろうか。

財産区有地上の入会は中国地方に多い。特に岡山県は全国でベスト3にはいる。しかし財産区有の上に入会権がない県はない。例えば鳥取県は財産区の上に入会権があって整備している(三朝)。その他の地域にもある。市町村有地の入会と財産区有地の入会では生じる問題が異なる。

2. 公有地入会の歴史

a 地盤所有権が公有化した理由

明治22年の町村制以後林野統一が推進され、その結果部落有林野という今までになかった形の入会地が発生した。

b 入会権が存続した理由

公有化(林野統一等)時の条件(入会集団と市町村の取決め)により入会権が存在している。別の角度からいうと入会地の上を利用する権利(入会権)は地盤所有権の変動にかかわらず多くの所で存続してきた。その利用形態は今と昔では随分かわってきてはいるものの、入会権それ自体は依然として存続している。その母体は藩政時代の村、いわゆる入会集団である。

3. 整備上の問題

(1) 入会林野整備・旧慣使用林野整備のどちらの手法によるのが妥当か。

a 入会権(民法)と旧慣使用権(地方自治法)との関係。

(学説)私権論…民法上の入会権

公権論…公法上の旧慣使用権

折衷説…入会権と旧慣使用権が重なり合っている。

(判例)戦前・戦後を通じて私権論の立場。公有地を昔から、入会的に利用している権利は、民法上の入会権であって旧慣使用権ではない、というのが一貫した裁判所の意見である。

b 近代化法の立場

入会林野近代化法の整備は入会林野整

備手法によるのが判例理論にそった妥当な方法といえる。

(2) 地盤所有権者の認定方法

a. 市町村有か住民共有か、あるいは、b. 財産区有か住民共有かは、形式(公簿)と沿革を充分調べて行うのが妥当である。

(3) 財産区有地上の入会権

a. 財産区の運営と入会権者の範囲

「財産区」住民側の問題—実態の変化

b. 行政庁の姿勢

(4) その他

近代化法が施行されて十数年になるが、近代化法による整備のメリットとデメリットが出てきている。今後、整備を進めていく上で考慮に入れておく必要がある。

メリット… ①権利者の範囲を確定する。

②権利を確保し明確化する。

③事業を行う際の造林契約などの契約がスムーズにいき入会地の高度利用が目ざせる。

デメリット… ①税制上の問題。

②生産森林組合に改組した場合の脱退者の払戻金の問題。

③個人分割により権利の譲渡、集中の現象が生じ入会権の解体につながる可能性がある。

④近代化をすれば昔からの慣習はそのまま維持できない。近代的な所有権になったのであるから。この点についての権利者の認識が不十分であるとかえって困ったことにもなる。

<シンポジウム>

司会 吉 嶺 芳 徳 (長崎県林務課)

岡 森 昭 則 (九州大学農学部)

発言者(発言順)

武井 正臣(島根大学法文学部)

木村 忠之(鳥取県日野地方農林振興局)

岡村 芳美(山口県阿武町役場)

綾部 誠司(林野庁森林組合課)

肥後 恒文(宮崎県林産課)

松原 功(山口県林業公社)

中尾 英俊(西南学院大学法学部)

徳本 達夫(愛媛県林政課)

池ノ上 元(長崎市役所)

山口 正郎(高知県梶原町役場)

堺 正紘(九州大学農学部)

佐藤 英男(熊本県南小国町管財課)

小野 泰助(大分県九重町産業課)

楠本 弘之(熊本県鹿本事務所)

山上 三郎(佐賀県入会コンサルタント)

宮脇 秀雄(鹿児島県樋脇町経済課)

小山 秀雄(熊本法務局登記課)

大野 和人(熊本県球磨事務所)

河津 昭雄(熊本県小国町経済課)

西森 正信(高知県林業課)

塚本 祐介(福岡県林政課)

山下 明(福岡県田主丸町役場)

長浜 安雄(鹿児島県林業振興課)

高尾 徳次(長崎県林務課)

平野 朝彦(広島県林政課)

杉山 宏明(佐賀県富士町林業課)

桔梗 教明(島根県林政課)

浦崎 永信(沖縄県林務課)

<はじめに>

司会(吉嶺) まず提出された質問事項を検討して、入会林野整備前の問題と整備中あるいは整備後の問題に大別して、Ⅰ.整備前、Ⅱ.整備中Ⅲ.整備後、Ⅳ.整備後の経営問題等について討議していただきたい。

Ⅰ 整備前における入会慣行と権利者の確認

<入会慣行と権利者>

司会(吉嶺) ①鳥取県の木村さんの質問で、記名共有地であるが部落で管理し山委員長が総括し、総会は入会権者63名で構成している入会林である。入会権者資格としては部落内に在住して昭和29年村より払下されたときに所有権者となった者、およびその後権利金を支払い

権利者大会(総会)の承認を受けて権利者となった者、また権利移動の規制として利用権の売買譲渡は権利者大会(総会)の承認を要する。以上のような入会慣行の内容であるので昭和50年に1名他部落の者に売買し保存登記している。このような入会林を整備するのに売買により得た権利者を入会林権利者として認め整備できるか。入会権者と所有名義人の関係はどうか。という問題と、②宮崎県の肥後さんから、権利者の親族による管理人設置、親族への譲渡による処理で他町村在住者の権利を認めた形をとっている。実質、整備地は入会権が存在していたのかどうかの基本的問題にかかわると思われるが、入会林野整備として取りあげた当地の判断材料を入会慣行を中心として教えて欲しい。③林野庁の綾部さんから、山口県の事例につい

て他町村在住者の取扱いのため整備が手間だったとの報告があったが離村失権の慣習はなかったのか。また阿武町における入会の慣習は離村失権でないのが通常か。④佐賀県の杉山さんから山口県の岡村さんへ、宇田平原入会整備組合の問題点の(2)で他町村在住者は親族の人に持分を譲渡したとあるが、転出者にも権利があるならば入会権ではないのではないか。⑤同県の山上さんから宇田浦入会地についての問題点の中に他町村在住者が多かったとあるが、登記名義人が多かったのか。又入会権者がそうであったのか。入会権者とすれば入会慣習はどうなっていたか。⑥また高知県の西森さんから各整備組合の慣習及び整備の際の登記名義人の所有権の確認の徴取についてどうしたか。

以上が整備前に入会慣習なりその手続等のことである。それでは初めてこういう会議に参加された方のために入会権等について武井先生の方からもう少し詳しく説明していただきたい。

〈入会権者の範囲〉

(武井) 鳥取県の木村さんの質問にお答えする。これは入会規約というか入会慣習に反してその中の1人が自分の持分を他部落の者に売ったことが有効かという主旨の質問か。

(木村) 他部落の者に1名が売買し、その他部落の者は一応権利者として、整備組合は認めるといふかたちの上で入会慣行というものができたのではないかというふうにとれるので問題提起した。

(武井) 他部落というのは隣接部落などで、その者を入会権者と認めても入会権の本旨に反しない程度近くにいる者か。

(木村) 同一町村内の者だ。

(武井) これは、隣接部落に住んでいる者が記名共有地の所有権の持分の譲渡を受けたとい

うより、入会権者として認めてもらったということか。そうすると先ほどの説明の、村内在住ということはおそらく同一部落内の在住という古来の常法の意味だと思う。部落全員が認めれば入会の株を人に売ることができるということであれば、株を買った隣接部落の者が入会集団の一員として認められるということはあると思う。しかし、入会集団の規約に反して売却してしまったという場合は、入会権の性質からいえばたとえ登記上記名共有権を取得しても入会権者となることはできないから、その持分の売却は法律上無効である。ここでは入会集団の承認のもとにその入会権そのものの譲渡が認められたということであればそれでかまわない。

〈県外転出と権利譲渡〉

司会(吉嶺) 次に岡村さんに補足説明願いたい。

(岡村) 最初に綾部さんからの質問であるが、他町村在住者の取扱いのため整備が手間取った点については、他町村といっても記名共有者で登記簿上は実際に阿武町内に登記してあったが、東京、大阪に転出しており、その了解を求めるのに手間取ったわけで最終的には入会権者ではないので、新威の者に権利を譲渡してもらい整備を進めていった。

(綾部) 入会権者として認めたことによって手間取ったということではなく、ただ登記上の所有者にすぎなかったということか。それ以外で集落を離れた者に入会権を認めていたのでその同意を得るために手間取ったということはないか。

(岡村) 結局はそうなるが、実質的には転出しているので、その者が昔からの入会権者となり、その同意をとるのに手間取ったということ

である。県としてはこれらの転出者を入会権者としては認められないということであったので、権利を譲渡してもらおうという方向にもっていき整備をした。

〈入会権と共有権〉

(肥後) 県のほうで入会整備事業を担当しているが、昭和42年からスタートして簡単な入会林野の整備事業は進んでいる。しかし年々困難になってきて今回のテーマである入会権と入会慣行という問題はひっかかることが多い。山口県の岡村さんからの問題提起の中で宇田浦と宇田平原の、いわゆる他町村在住者の扱いについて非常に興味ある問題点を上げてあったので質問をした。この問題の中で権利者の親族による管理人設置、親族への譲渡による処理ということで、いわゆる他町村在住者の入会権を認めた形をとっているが、そうした場合整備した土地に入会権というものが存在していたのかという基本的な点が疑問である。実務上、入会権と共有権の判断がむづかしく、コンサルタントの先生方、山口県の方にもその判断の仕方をあおぎたい。

(岡村) 他町村在住者を入会権者として認めるということではできないということなので、町内に在住している者に(記名共有になっているので)、名義の変更をしなければならぬということになるから書類上、権利を売買してもらおう手続をとった。

(肥後) 権利があるのを他の人に一時的に譲ったとしか受けとれないがどうか。

(岡村) そのとおりである。造林等の推進には権利関係が明白でないと分収造林等の契約ができないからそうした。

(松原) 山口県の場合は特殊ケースであり、山口県の入会の中には記名共有が多い。その最

大原因は明治初年の林野地租改正に帰している。藩有林を部落に縁故払下げをほとんどやってしまった。それで部落在住者の名前の株という格好で記名共有になっている。当時の規約をみても、いろいろな株の分け方をしているが、その株は外へ出さないこととしている。いわゆる部落規制が強くとられている。これは大正時代には変化をみているが、昭和に入っても変わっていない。故に外へ株が出るケースがなかった。転出する場合は、部落の中で売買して出るということであった。こういうことが部落規制であるので、入会であるということはまちがいない。ただ近年になるとこれが崩れてきて、他町村に出る場合は部落内の親戚の者を代理人において賦役の代りに金を払うというように変化してき、しだいに共有に近くなっているケースがある。そうすると共有であるのか入会であるのか判断がむづかしくなるが、部落規制というものが働いているということから私共は入会とみている。

〈入会林と共有林〉

司会(吉嶺) 武井先生に入会林と共有林について取りまとめをお願いします。

(武井) 入会権と共有権の区別はつきにくい場合が多い。全体として入会権の解体、消滅傾向があるわけで、本来は入会であることが確かだが、使用の仕方が変わってくるうちに民法上の共有に近づいてくる。それは純粋な入会とも純粋な共有ともいえない。いわば灰色の状態である。入会から共有にかわっていく途中の状態の林野が多いと思う。整備上は入会かそうでないかはっきりしなければならず、その判断に頭を悩ます場合が多い。理屈からいうと入会と共有の区別というのは、ある程度別の種類で特徴があることになる。民法上の共有と入会との区

別の一番基本は、入会集団という村落共同体である入会集団が集団として持っているというのが入会である。

ところが共有というのは例えば二人がお金を出し合って山を買うということで、その間に村落共同体というような緊密なつながりはない。これが基本的なちがいである。但し、村落共同体がしだいに崩れていくと単なる共同でお金を出し合って買った山、いわゆる民法上の共有の山に近づいてくる。そこで入会と民法上の共有との決定的な差は分割請求権の有無である。入会山というのは分割請求ができない性質を持っており、共有山というのは一人でも分割請求をすれば他の者はそれに応じなければいけないというのが共有の特徴である。だから村の山である、村落共同体の山であるから、分割を許さないという点が残っているということが大きなメルクマールになると思う。

また民法上の共有であると民法上の共有持分権というものがあるわけで、その持分権を他人に売却、贈与する場合は他の共有者の同意を得ずに単独でできる。あるいは持分権を抵当に入れてお金を借りることもできる。持分権というのは処分自由である。入会の場合は、入会にも持分権があるというのが最近の学説である。入会にも個人としての権利はもちろんであるが入会権の場合は自分の権利、例えば山に行き行って自分に割り当てられたところを切るという権利でも入会集団の許可を得ずに自由に売却、贈与はできない。これは記名共有地でもできない。こういうようないくつかの目安がどちらに傾いているかということで区別するより仕方がない。

さらにもう一つの目安としては、かつては入会山であったことが確実な場合はずっと入会権が続いているわけである。したがって、それが灰色になって完全に民法上の共有になるまでは、

灰色にはかわりがないのであれば入会とみて整備の対象にしてかまわないと思う。換言すれば、入会山であったことが確実な山林ではその入会権が完全に解体、消滅してしまったという証拠がないかぎり、灰色の状態であっても入会地として整備の対象にしてもいいと私は考える。

＜分割請求権と入会権＞

(中尾) 今の武井先生の御意見に二、三補足させてもらう。民法上の共有と入会的な共有の場合の説明で、入会の場合であると共同所有者つまり入会権者は分割請求がないということはその通りである。また共有の場合は一人でも分割請求権があるということは、民法上はまさにそうである。しかし森林の場合には森林法第186条により、持分の過半数の決議がなければ個人では分割請求はできないから、これは100%は決め手にはならない。この場合の決め手は例えば、部落有イコール入会であるので、木を売った代金は総有である。この代金に対する分割請求権は個人にはない。ところが共有だということになればこの代金に各個人が法律上の分割請求権をもつ。そうなればそれは入会ではないといわざるを得ない。しかしその収益金は部落の公共のために使うということであれば、多少崩れかかっているとしてもそれは入会だといわざるを得ない。これは区別の大きな指標となると思う。

それからもう一点は、例えば部落から転出しても、転出の仕方が問題であって、隣接部落に行くというのは別として、例えば南小国から熊本とか大阪、東京などどこに行っても入会権はあるということは論理的にあり得ない。但し部落から出て行った人も入会権を持っているという場合はあると思う。それはその人の先祖が非常に功労があったとか、特別の事情でその人に

対して認めたということが例外的にあってもこれはさしつかえない。

しかし、外に出ても権利があるということになると、今いる100人の入会権者が全部出ても入会権があるということになるが、それは入会権の否定である。外に出て行った人がたまたま権利を持っている、だから入会ではないとは言いがたい。出て行った人も持っているということと、出て行っても権利があるということとは厳格に区別しなければならない。

＜公有林の入会関係＞

司会(吉嶺) 公有林の入会関係で愛媛県の徳本さんから武井先生へ、質問が出ている。公有地入会の認定方法で、公有地の上にある集団が造林等を行っている場合に、公有地入会であるかどうかは、どういう目安によって行えばよいか。特に部落有林野統一あるいは町村合併の時に、入会権の放棄がなされたかどうかの判断方法である。徳本さんの方から補足を願う。

(徳本) 抽象的な質問であるが、特に愛媛県の場合には旧慣使用林野というものがある。実際これが旧慣使用林野であるかという認定については市町村、財産区から抵抗があり、単に部落との分収林であるとか、あるいは部落に貸付けているだけだというような主張がされる。従来通り昔から部落が使用管理している場合でも、部落有統一事業あるいは町村合併の時に、そういった権利はなくなってしまったというような考え方があつた。そういった場合にこれが旧慣使用林野だと、どういった点に目をつけて主張すればいいか。実際の具体的な判断というものは判断材料がないと判断しにくい。参考までに教えていただきたい。

＜旧慣使用権と入会権＞

(武井) 市町村有地を部落集団の人が使っている場合にその使っている権利は入会権であるか旧慣使用権であるかということか。それをどういう基準で判断したらいいかということか。(徳本) そもそも権利があるということが問題である。

(武井) 旧慣使用権も入会権もないのではいかということか。

(徳本) 旧慣使用権か入会権かという問題の前の事態として、部落としてのそういった権利があるかということである。

(武井) 市町村有地を市町村自身ではなく他の誰かが使っているとすると、不法に使っているのではない限り何かの権利があるとみなしてよい。

(徳本) だから市町村の方では単に貸しているような債権契約の意味を主張している。つまり部落の使う権利は入会権として使っているのではなく分収契約、貸付契約に基づいて使用しているんだと主張している。

(武井) その場合に何か証拠になる契約があるのか。

(徳本) 条例や町村合併の条件といったものである。部落と契約している場合もある。

(武井) 例えば部落有林野統一をやって、そのあとはそれまでの入会集団に土地の管理を頼んでいるにすぎないということなのか。

(徳本) 市町村としてはそういう主張をする。

(武井) その根拠になるような条例をつくらせて、それによって貸借関係が結ばれているというわけか。

(徳本) 契約関係は結んでいる。

(武井) この場合は土地を使う権利は旧慣使用権でもなく、まして入会権でもなく、条例によって森林の撫育を委託しているにすぎないと

いう場合のことか。〈入会入会権関係〉
(徳本) ということである。まず第1段階として部落の方に権利があるとして、その権利はどういった権利なのか。入会、あるいは旧慣使用権なのか、条例または契約に基づいた債権的契約の権利なのか。〈入会入会権関係〉
(武井) 公法上の債権関係の格好かどうかということか。私が考えるところでは大体林野統一というのは上からきたものであるから、ある程度市町村としても実績を上げなければ上からにらまれるということがある。だから一応市町村有としては、それをただ単に撫育を依頼しているにすぎないんだという一種のカモフラージュをしている。ところが、実体は従来の入会集団があり、その集団が従来の入会慣習のとおりに使いつづけているということである。というのが私が調査でみた中で大変多い形である。そうすると実態の面から、入会慣習が林野統一の前後でまったく変わらずに継続しているわけで、入会集団が規制のもとに林野を使っているというのが入会慣行の本質だと思う。その状態が一貫して変わらずにつながっているとすれば、仮に条例上、貸与のような形をとっているとしても入会権は存続していると私は解釈する。
(徳本) そうすると部落の方で維持管理している状態があれば入会とみていいのか。
(武井) 維持管理というのが例えば下草を刈るとか枝打ちをしますとか部分的な作業を町から請負ってその部分だけをやっているというのでは具合が悪い。入会集団がそれまでの状態を継続して、入会集団自体がそれを使っているということが決め手になると思う。作業を部分的に請負っている状態であれば、これは入会権はなくなっているという場合もある。しかし多くの場合は、入会の事実はずっと続いているわけで

ある。但し利用内容は昔は柴草とか燃料を取っていたのをある時代から造林にきりかえるということはあると思う。入会集団が入会集団としてその土地を使っているという事実がある以上、部分的にある仕事を請負っているわけではないからそれは入会というべきだと思う。〈混住社会化と入会権〉
出。司会(吉嶺) 次に長崎県の池ノ上さんから、以下の様な質問がでている。市町村名義の土地があり市町村は集落に対し昔から採草する権利を認めているが、集落は最近採草はしておらず放置されている。高度利用の観点から入会権者に採草の権利を放棄させて造林に出役する者のみと分収契約を結びたい。実施上どのような問題が生ずるか。
(池ノ上) 特別な補足はないが、最近住宅化が進み山仕事をしない人の入り込みがあり、その人たちは入ってきた時点で入会権が発生するのだろうが、この人たちは山仕事をしないので山仕事をする人たちとだけ造林の分収契約を結びたい。
(山口) 私の町には4000町ほどの町有地がありそのうち1000町くらいが採草地である。それを緑化するため造林を進めた。そのまま造林せよといっても採草権を放棄しないので、例えば官行造林を行えば入会権者に10%交付するものを、採草地を官行造林契約すれば30%地元へ交付しようと、採草権者に有利な状態で緑化を進めていった。私の町では採草地は集落単位に提供しており、その集落がある時期採草を中止しても、それは一時休止であって採草を必要とすれば山焼きなど山仕事に参加すれば、そこにいつでも採草する権利が復活できるものであると考える。従ってその集落で造林をするなり、第三者に造林させるなり、そういうこと

により収益が多くはいる分については集落を形成している入会権者が等しく恩恵を受ける。但し、他部落に住所を移せば入会権は消滅するというような解釈で運営している。
(堺) 山口さんの話はまったくその通りである。池ノ上さんの質問に私の意見を述べると、山口さんは今採草地として集落が入会権をもっており、一時的に採草を中止してもなお入会権は存続すると、また出損入得であるが、入得ということにかかわって池ノ上さんの説明には非常に重要な問題を含んでいる。転出した場合に権利を失うというのは非常にわかりやすいが、それでは入ってきたから権利があるのかということこれは実際の入会林野の運用はそうではない。公有地をめぐってそういう論議はあるが、それは別として入会地一般の理論でいくと、その関係集落の住民になったからといって無条件に入会権を取得するものではない。入会権の範囲というのは入会権者しか決めることはできないわけで、入会権者がこれだけが入会集団であると判断すればそれでいい。仮に町有地、市有名義の土地であっても、入会集団が入会権の資格および範囲を確定して、その人が分収造林の契約主体になることは議論としてさしつかえない。むしろ入会権として入会集団として処理していることにはそれしかない。

〈入会採草権と人工造林〉
(山口) 最近部落構成が多様化してきて行政を行う上で苦労がある。農業を行う上で採草地というものが不可欠の場合、その集落へ入り農地を購入して農業をする時、その農地に採草権という入会権はついてまわる。従って田、畑を譲ってもらい集落へは行って集落のつき合いをすれば、入会権そのものの譲渡や確認がなくてもその人は入会権者になるだろうと思う。それ

を明文化したものはないがそういう解釈をしている。
(堺) 農地に基本的に属する一つの権利に入会採草権があるというのはまったくその通りである。入会林野が江戸時代に成立したのはまずはその過程を経てであった。さらに燃料や住宅用材も含めて江戸時代の農民を生かさぬように殺さぬようにと、最低の条件として入会林野なり入会林は設定されていったと思う。その裏側として入会権は形成されてきた。しかし長崎県の分収造林という造林行為に関わってくると、これは入会権が農地からはなれて一人歩きしてくる。そういった段階で入会権者とはいったい誰なのか。どういった性格の人が入会権者なのかということを決めることに、事務的に苦勞していることだと思う。

〈入会権の存続と分収造林契約〉
(綾部) 長崎県の問題で、入会権者を判断してその入会権者と分収契約するというのもう少し説明してほしい。入会権者を定めてその者と分収造林契約する場合、それは非常に無理があらうと思うのだが、もし分収造林契約を結ぶ場合、入会権者を確定し、入会権を整備してその人間の共有地なり生産組合なり個人分割した上で、分収造林をはかるのがもっとも妥当な方法ではないかと思う。今の段階で入会権者を判断して造林した場合に、造林の契約書には入会権者(判断された)だけが載るかと思うが、それが将来伐期に達した場合、それ以外の人間がその時点においては山に作業に行っていなかったけれど、自分たちにも権利があるとの主張を出すと思う。それでどういった形で分収造林契約をするのか具体的に説明願いたい。
(池ノ上) 現在の権利者全員と分収契約を結ぶというわけではなくて、その権利者の選定は

入会権者の方で決定がなされる。その中に造林をしたいという人と、山仕事はしたくないという人がいるわけで、山仕事をしたいという者だけ分収造林契約を結ぶ。その前の段階として全員採草権を放棄してもらい、その時点で山仕事を望む人と分収契約を結びたいのである。しかしそういうことが実際上できるのかということと、そうした場合実施上どういう問題がでてくるかを聞きたい。

司会（吉嶺） 今の問題は整備をしなくて分収造林契約をやりたいということか。

（綾部） 整備をやって確定した権利者と契約を締結した方がいいと思う。現実に入会とわからず分収契約をしあとでわかり、めんどうになった例もあるので、将来誰のものかはっきりさせるためには整備をしたほうがいい。

（山口） 私の町では採草権者が40名いる。採草不用であるから造林しようとした時、20名位の不賛成者がおり契約がまとまらない。そこで任意の造林組合をつくらせて造林を行う者に70%、入会集団（40名）に10%、町が20%など20通り位の方法をもって分収造林契約を進めている。

（中尾） 長崎の池ノ上さんの提起された問題について事実関係が確認されないまま討論されている。綾部さんのように整備してしまえというのは一つの答えであるが、整備できないで分収造林するにはどうしたらいいかについては答えていない。第1に入会権者の範囲がはっきりしているのか。第2に入会権者の中で造林意欲があるものとないものがあるのか。

（池ノ上） 入会権者の範囲ははっきりできる。（中尾） 範囲がはっきりした者の中で造林の意欲があるものとないものということか。昔の入会権者を決定するということには問題がなく、入会権者の一部とだけ分収契約をしていいかと

いう問題か。

（池ノ上） 入会権者全員（30名）が採草権を放棄して、その上で一部（20名）の人と契約するということである。

（中尾） 採草権の放棄とは採草をしないということか。

（池ノ上） 現在そこでは採草はなされていない。入会の高度利用という点から、土地を遊ばせておくのはもったいないということからの考えである。

（中尾） その土地は30名の共有入会地か。

（池ノ上） 所有名義は公有である。

（中尾） それでは市の名義の土地に30戸の人たちが入会権をもっているわけか。30名の人が入会権を放棄するか。

（池ノ上） 実際そういった問題はでてきていないのではっきりわからない。ただこういうふうにしたらいのではという予測である。

（中尾） そうなれば30名の全入会権者と20名の植林する者の中ではっきり契約をしておく必要がある。その上で20名が市と契約を結ぶということになるのではなからうか。

司会（吉嶺） 公有林関係の整備をしなくて造林が進むかについては、事実関係も詰めていただき、今後の方向が出たのではと思う。

<入会整備の動機>

司会（吉嶺） 次に愛媛県の徳本さんより南小国の佐藤さんへ入会林野整備を行った動機について、それは地元からの要望か、町からの働きかけか。町自体の抵抗（町の直営林として経営していく方向）はなかったか。林野庁の綾部さんから広域農業開発事業を実施する場合、入会であることによる不都合はないか。町有地として町主体で実行しているのか、それとも入会集団の総意を得て実施しているのか、という問題

である。

（佐藤） 入会林野整備を行った動機は地元からの直接の要望ということでもなく、昭和41年に入会林野近代化法が制定されたことにより林業構造改善事業を着手した。その中に入会林野近代化事業が盛り込まれていた。町有林野というのは、当町では採草放牧がほとんどで、その中で遊休の土地があり、それを高度利用するために町と入会権者の話し合いのもとでこの事業に取り組んだ。綾部さんからの質問については広域農業開発事業は入会権のまま実施している。入会権のある土地は、土地改良等によって畜産意欲を入会権者に増させようということで整備しないまま進めている。事業は町が世話しているが、管理運営等は集団が行う。

（綾部） 事業を実施することについては全員の合意を得たのか。

（佐藤） 得た。

<整備の方向>

司会（吉嶺） 山口県の松原さんから整備の方向、対象について問題が出ている。第1点、分割防止を決めたが当町の林野の所有規模の状況はどうなっているか。第2点、整備は造林組合、牧野組合等ですでに部分林が設定されているものに限定したのか。

（佐藤） 分割防止を決めたことは、町有林野は採草放牧地なので分割したら管理面で高度利用が計りにくい。近代化に名をかりた零細分割は考えるようにと林野庁からの指示で集団一括利用にした。集団の中ではある部分については分割利用しているが、整備そのものは集団一括に移転している。

（松原） 当町の林野規模はどのくらいあり、皆相当の山を持っているのか。

（佐藤） 森林は一部の者は持っているが大半

の者は持っていない。

（松原） 整備された集団持の山しか持っていないという農家もかなりあるのか。そのことについては町としてはどういう考えをもっているのか。

（佐藤） この近代化事業の中には畜産利用と森林利用の両方を取り入れて進めているわけであるが、これを行うことによって構成員である者たちはそれなりの植林地ができるということになる。各人の分割にはしていないが個人の山林の所有にはなる。

（松原） 現実問題として農家が山林がなくてよいということは理解しがたい。こういう機会に山林をもたない農家には山林を持たすということがひとつの方向だと思う。ただ牧野という特殊ケースであることはわかるが。

<入会林野整備のメリット・デメリット>

司会（吉嶺） 琉球大学の篠原先生から長崎県の高尾さんの報告に関連して、小面積の入会林野で権利者が多い場合、生産森林組合をつくって整備するよりも別のよい整備の方法が他県にあつたら事例等を教えてほしい。これに関連して、熊本県の楠本さんから整備を実施したために起こるデメリットについて二、三述べられたが、整備後におこる諸問題は近代的所有権を獲得したために発生するもので、整備しないということのデメリットに比較すると無視できる程度のものである、という観点に立って入会権の近代化を一段と推進すべきものである。

これとまったく逆に大分県の小野さんから、入会林野の存続の慣習で最もよい方法を教えてほしい。これは整備しないままでどうかということか。事例等、意見を出してほしい。大分県の小野さんに補足説明願う。

（小野） 私共の町ではたくさんの生産森林組

合がある。その中でメリット、デメリットたくさんあるので現況のまま(入会林野のまま)存続できる山の使用を教えてほしい。

(武井) 慣習を維持するためには近代化しない方がいい場合もある。ただ熊本県の楠本さんの場合は逆に、近代化による利点の方がうまわるのであるからデメリットは無視できる程度ではなからうかと思う。近代化法に対する意見は当初から二通りある。ただメリットとデメリットがあってデメリットが無視できる範囲だから、積極的に前向きにやるべきだということと、その逆の二つである。それぞれの入会集団がかかえている問題あるいは将来の展望というものは、入会権の存在様式ともかかわる。公有地入会とか、国有地入会あるいは記名共有の型の入会とか、代表名義の入会とか様々の形があり、それは存在形態とも関連してくる。入会集団が人数が減らず、過去において入会集団そのものによってうまく維持できていたかという点、そういう過去の実績もありますし、将来の展望もあるわけで、それを一括してどちらがいいかというのは困難である。大分県の小野さんの意見に同感なのは、近代化しなくても実質やっていける入会集団というものは事実ある。そういうのを下手に近代化するより、そのままにしておいた方がいい入会集団もある。全部近代化してしまえというのはまちがいである。ケース・バイ・ケースで判断が必要である。ただ一路推進ということに私は非常に大きな疑問もっている。

(楠本) 将来を展望してこの意見を出した。近代資本主義の原点になっているのは所有権である。所有権がすべての基礎になっていると考えれば今の状態でやっていけるからそのままにしておいた方がいいということもあるかと思う。いずれ世代交代していくには所有権の問題が出

てくるのではないかということでこの問題を提起した。
(綾部) 入会林野整備というのは、慣習に基づいている不安定な権利関係をしっかりした権利関係にもっていくとするもので、実際今の慣習が非常にうまくいってずっと保っていきたいと思っており、将来それが崩れることがないのであればこの慣習を保っていかれ、入会林野も有効に活用していこうとするのは結構である。世代交代という長期的にみた場合、権利をもった人間がはっきりしているのはいいことだと思う。しかし今慣習が続いているのに、その慣習を壊すような入会整備はしてほしくない。武井先生のおっしゃったようにケース・バイ・ケースであり、おそらく将来何百年も先になると所有形態をはっきりしていこうというふうの流れていくのではと思う。

II 登記の手続き

＜戸籍謄本の交付は無償＞

司会(吉嶺) 佐賀県の山上さんから山口県の岡村さんへ、戸籍謄抄本の有償交付を受けたということであるが、近代化法第25条8項の適用はできなかったか、という問題である。

(岡村) 戸籍については町内の分は公用ということで無料。他県については申請をする場合は各人が交付使用料を出してもらう。

(山上) 近代化法第25条8項は全国共通で無償公付できるのではないのか。

(宮脇) 戸籍関係の簿書の請求については全国ほとんどやったが、県外においてはある町から送り返してもらうための送料の一部請求があったということで、交付は無償でした。

司会(吉嶺) 郵送料だけの問題だと思う。それと代表者を称する書面、入会権者整備組合の

公印等を作ったらうまくいくのではないかと思う。組合長の公印を作って送付すれば公用で認めてくれる。ただ郵送料のみ負担するようになる。

＜登記について＞

司会(吉嶺) 登記課長が出席されているのでここで登記について話をさせていただく。

(小山) 入会林野に限らず登記の嘱託をする場合も、登記簿や字図の閲覧を充分にして物件と嘱託書とのくいちがいをなくしてほしい。字図の場合も分合筆等があるので事前の調査を充分してほしい。

(大野) 字図と登記簿謄本の中に欠番(空白)があった場合の処理の仕方はどうか。

(小山) 字図にも地番が付されておらず、登記簿上にもないとすれば、国有地である可能性がある。実体が国有地なのか個人所有地なのかははっきりしてもらえないと困る。

(大野) 財務局で調べたら入会集団が管理している土地だった。

(小山) その地番が脱落地であるということであれば、また個人所有ということがはっきりするならば、所有権を証する書面をつけて表示登記をしてもらえば結構である。所有権を証する書面とは市町村長の証明とか長老の証明などで、登記官の認定ができるものであれば表示登記をして、そして登記をするということになる。

III 従事割配当と税制問題

司会(吉嶺) 次に整備後の問題を、①生産森林組合員の資格の問題、②組合員の脱退払戻金の問題、③生産森林組合の収益処分と税制の問題、④生産森林組合と分収林及び今後の育林経営のあり方に分け、これにそって議事を進める。

＜生産森林組合員の資格＞

司会(岡森) 生産森林組合員の資格の問題で南小国町の河津さんから、①法人組合設立後名義人の死亡により、他町村に在住する人が相続人となった時は相続人に権利は移るか。②農業者年金受給者が、後継者の都合上他の組合員に資格を移譲することができるか。③組合設立名義人が女である場合は、出不足金の合立ができるか。という質問がでている。

(河津) ③の問題で、女の場合は合立をしていたので、近代化法により法人組織にした現在も旧慣によりそれを行ってもいいか、先生方に再確認していただきたい。この法人組織とは農事組合法人のことである。

(中尾) 名義人というのは組合員のことか。組合員が死亡して相続人が他町村に在住する場合、組合員の資格は民法上当然相続されないの死亡により脱退することになり、相続人中特に資格を有する者一人について加入を認めるといのが定款ではなからうか。組合の取扱いは脱退で、相続人には権利は移転しない。ただ払戻金は金銭債権として相続人に行くことになる。(河津) 出資金等は払戻すようにしているが現物出資をしているので問題が生じる。

(中尾) 建前としては払戻というふうにならざるを得ないだろう。③については組合の作業に女が出た場合に出不足金をとっていいかということか。本来からいうと男でもっていいかどうか。

＜不平等な男女出不足金＞

(河津) 名義人が女であれば女しかないわけであり、男が出るといってもできない。従来の場合はお金を取っていたが、組合員となった今はとるべきではないという意見がでてくる。現状は男が仮に一日4800円とすると女はそれ

の7合とか8合とみなされ、3割あるいは2割をもってこなければ正当に出席したとみなさない。

(中尾) あとの配当にさしつかえるということか。

(河津) 今のところ配当していないが、将来財産等を処分したら女でも平等に配当することになっている。

(中尾) 平等に配当するために合立をするわけか。

(河津) 平等に配当するというわけではない。それは今日出た人員がいくらであるから、それに相当するだけのものは出してもらいたいということである。

(中尾) 男なら10の仕事をするが女なら7の仕事しかしないのならば、配当を平等にせよとはいえないから、3割分寄せというのは筋が通るかもしれないが、配当に関係なく女だから3割分寄せというのは平等の原則に違反するのではないか。

(河津) 慣習として取っていたから当然取るべきではないかという意見がある。

(中尾) その点と農業者年金の問題は武井先生にバトンタッチする。

<農業年金受給者の組合員資格>

(河津) 最近になって組合員の中で農業年金を受け取る人がでてきた。だが組合員をやめなければ受けられないので、自分の後継者がいない時、組合員の中に資格を移譲してもいいという指導を受けたので名義を移した。しかし定款では組合員は一口しかもてず矛盾が生じる。

(武井) 農業者年金受給資格の中では、実際に経営を移譲したかどうかを確認するために、農事実行組合員をやめるということで経営移譲したという証拠を立てるといって行政指導がある

わけか。そうすると年金をもらうためには組合を脱退せざるを得ないわけか。

(河津) 結局5年間止めなければもらえないことになる。5年間他の組合員に名義が変わるわけである。

(武井) 公式な答えとしては脱退手続でやらなければいけないのでは。

(河津) しかし5年後簡単に加入できるかという問題が生じる。

(武井) 農業者年金制度といろいろな制度とのつながりが調整されておらず、現状としては脱退より道はない。それでは団体の結束に困るという声が強くなり、農業者年金基金の通達を多少なりともかえてもらいたいという要望が多くなればかわる可能性もあると思うが、経営移譲年金は退職年金にあたるということである。こういう発想でできているので、その部分だけ手直しすると他の年金制度とのバランスが崩れてくるというむづかしさがあるといわれる。

<模範定款はあくまで模範定款>

司会(岡森) 次に生産森林組合の定款をどう考えるかという問題がでてくる。福岡県の塚本さんから生産森林組合を設立後、新しくその地区に入居して来た人を加入させない方法はあるか。西南学院大学の中尾先生から、入会整備により生産森林組合を設立した場合、組合員の資格をどうしているか。通達集にある模範定款のままでは問題はないか。高知県の西森さんから入会林野整備後生産森林組合を設立して現物出資して運営していく場合、定款の作成であるが、この作成にあたっては模範定款例によることとされており、現状は盲従することを余儀なくされている。良い例があれば御教示をこう。山口県の松原さんから生産森林組合に移行後の問題点解決の方向として、定款変更をする考え方は

あるのか。これは長崎県のほうに出されている質問である。以上のような定款の問題が出されているので高知県の西森さんと福岡県の塚本さんに補足説明願う。

(西森) 武井先生からお話があったが、生産森林組合の定款をつくる場合、当然マッチするような定款をつくり模範定款に盲従する必要はないと私は受け取った。しかし林野庁は許さないというので問題を出した。ある例で林野庁の指導係の方へ定款のある一項の欠如を問い合わせてみたら、模範定款の通りやってもらいたいといわれた。

(塚本) 生産森林組合を設立して、新しくこの地区に入居した者は組合に加入させないということ定款に定めたという希望がある。しかし例えば、加入する場合は出資金1万円が必要であると規定したとすると、金額が少なければ誰でも加入したが、今度は多くすると脱退する時その金額をどこから払戻すかが問題となる。

<実情にあった定款を>

(中尾) 林野庁がこうでなければいけないというのは極めて不当な見解だと思う。模範定款に基づいて定めた定款では都合が悪いということで、昔の入会規約をもっていききたいのだがという相談を受けたことがある。

入会の場合は慣習が国家の法律としての効力をもっている。ところが森林組合になると森林組合法が国家法で、それに基づいてつくられる定款が優先するわけで、定款に違反する規約は違反する分については効力をもたない。であるから定款の中ではっきり決めた方がいいだろうと答えた。しかしそのことを県の方にいったらそういうことはできないといわれ、仕方なく私共は規約通りやるといわれた。仮にそうである

とするならば県および国が違法行為を奨励していることになる。これは非常におかしい。

現在森林組合の組合員たる資格は定款で定めるものとする、とある。定款を決めるのは組合員であり林野庁ではない。森林組合法の範囲に基づいて決めればいわけである。森林組合法には加入脱退自由の原則というものがある。ところが森林組合法ができる前の森林法には生産森林組合は施設組合と異なり、脱退自由の原則はあるが加入自由の原則はなかった。反対解釈として、生産森林組合は一定の限度内において制限していいということになっていた。勿論不当な制限は許されない。これも林野庁は認めていた。

ところが今度はそれがなくなり、生産森林組合の組合員については、全面的に森林組合の組合員規定に加入脱退自由の原則が条文上は適用されることになった。ところが施設組合というのは確かに施設を共同するわけであるから、一定の資格を備える者を除外するのは不当である。

しかし生産森林組合というのは一定の事業体であるから不真面目な者がはいてきては困る。森林組合法94条の規定では単に住所を有するだけでなく林業を行うという制約がはいているが、それでも得体の知れない者であっては困る。要は定款で決めていいわけである。現物出資する個人であってこの地区内に居住する者という一項を入れてもかまわない。近代化法によって認可当時の入会権者並びにその子孫という規定をいれても違法とはいえない。昔の入会権者よりも厳しい条件をつけるということであれば問題があるが、入会慣習に基づいて入会権者になりうる程度の制限をつけることは森林法に抵触しない。組合員の資格は組合員の事情に適した範囲できめればよい。

司会(岡森) 模範定款に近い定款をつくり、

その後それを変更した事例があれば出してほしい。

(山下) 福岡県の塚本さんからの質問は私の町のことである。模範定款で運営に支障をきたすので、組合員の資格の変更ができないかと中尾先生に相談した。アドバイスを受け県の方に問合せたら定款の変更はできないということだった。

(綾部) 私個人の意見として法律に書いてある以外のことをやれば法律違反で無効になるが、模範定款は指導だから指導以外のことをやっても違反にはならない。

＜組合員の脱退・払戻金＞

司会(岡森) 高知県の西森さんから、現物評価の際いっばいに評価しておく脱退の場合苦慮することになる。払戻しないで済む方法、たとえば組合員に引きとってもらえぬ方法か。鹿児島県の長浜さんから長崎県の高尾さんへ、脱退会員への出資金払戻額の算定方法。林野庁の綾部さんから、川平入会は造林で最も費用のかかる新植が終わっていながら、保育の段階で放棄したのは原因があるのか。あと数年努力すれば相当の利益を生むのではなかったのか。九州大学の堺先生から脱退金について。以上の問題がでてくる。

(長浜) 組合員741名が661名になって、80名の脱退者がいる。脱退者への出資金の払戻金額が300万余円あるとのこと、これの算定方法は。

(高尾) 入会権者全員を対象に整備をし、その後町外に出た者が造林地への出役に耐えられず、脱退したと思う。現在は80名であるがもっと増える可能性はある。払戻金の算定の基礎は、入会整備した場合の個人の現物出資した金額とする。1口1万円の4口づつ出資している。

(岡村) 川平山の件は、整備前に造林事業は3ケ年で完了した。その時造林補助金と前生林の立木伐採代金を造林費用に充てた。しかし将来の管理困難のため営林署に売却した。

司会(岡森) どの生産森林組合も脱退金の払戻金で苦慮している。うまく対処しているところは紹介されたい。

(平野) 一般的に出資する際には森林部分を評価せずに土地代相当で出資設立していることが多い。故に脱退者に払戻すのは当然である。放棄してもらおう手段もある。都市近郊の生産森林組合は組合員の脱退が多い。その場合払戻金を放棄してもらおうやり方で運営している組合もある。基本的にはこれはおかしい。出資をうけた財産を処分するなりして払戻すべきである。

(西森) 平野さんと同じ意見である。私の県のある町に入会が600町あり、7部落でそれをもっている。206名の入会権者がおり、これを7部落に分けて生産森林組合をつくりたいが、運営が心配である。私の県よりはるかにうまわる長崎県からの提案は、出資金をみると一人4口で4万とかなりの額である。総会対策はどうかと疑問である。脱退の場合も払戻など支障があるのでは。そこで県又は市町村で組合を設立する場合は適切な評価が必要である。

司会(岡森) 払戻、脱退については入会林野の高度利用ということで入会林野近代化研究会編林野広済会発行の質問86の項目に出ている。

＜補助事業導入と有償出役＞

司会(岡森) 次に収益処分と税制の問題に移る。佐賀県の杉山さんから長崎県の高尾さんへ、①社会情勢の変化により無償出役が困難とあるが、生産森林組合の性質は組合員の共同経営により、また組合員の出役によって運営されるものである。従って安易に賃金を支払うというこ

とは生産森林組合の税制上不利益を生じるのではないか。②収益の面において造林事業の補助は受けていないのか。という問題が出ている。

(高尾) 現在無償で働くという意識が薄くなってきている。部落のまとまりがいいところであれば無償出役は無理である。税制の問題については、今日報告したAという組は出役台帳で山を分けている。この山は賃金支払の有無で分けた。これで税制上うまくいくのではないかと思うが、長崎県の場合は税金を払うまではしていない。②の問題では補助金は受けているがほとんど苗木代で消えてしまう。

(杉山) 無償出役はできない、しかし有償であれば出役できるというが、労働力はあるのか。

(高尾) 有償というのは補助事業を導入した場合だけである。

(杉山) 行政の立場として生産森林組合の設立を指導しているが、根本的に部落の人は入会慣行から抜けきれないでいる。部落有は部落有、生産森林組合は生産森林組合という認識を行政側も指導していく必要がある。

＜従事割配当と損金算入＞

司会(岡森) 九州大学の堺先生の方から生産森林組合の利益の従事割配当と損金算入問題がでてくる。

(堺) 脱退払戻について私の個人的な意見をいうと、少なくとも出資金は払戻すべきだと思う。入会林野の時代から成長した林分については一定の離権料は払っていると思う。それは原則として払うべきだし、そう指導すべきだと思う。問題はどのような支払の仕方をするかということである。今払えないが20年後25年後に払うという払い方もできる。あるいは生産森林組合の口座からは出資金だけにして、別のところからさらにお金を出すというふうに払い方は

いろいろある。基本的には権利を持った人にはそれだけの遇し方をすべきである。

税制との関係で、賃金を支払うと従事割配当の損金算入ができないことがある。これは造林あるいは下刈りに出役した者に森林総合整備事業の補助金で賃金を払い、山の管理育成に努めてきて、伐期になり伐採収入がはいった。この場合従事割配当の損金算入ができず、税金に取られるという心配なのではないか。現にそうなのか。

例えば税法上の制度として5年以上前の書類は信憑性がないとされる。また10筆の山を持っている組合が、ある山を森林総合整備事業で事業したが、別の山は何もしていないという場合、50年後に伐採する場合実際事業した山を伐採したか否かという確信性は極めて薄く、しからばどの山に賃金を払ったのかもわからない。したがって現実にそういった形で利益を上げている森林組合をみると、去年は補助金で賃金を払ったが、今年は収益があったので従事割配当をして損金算入をし、税金は法人の住民税しか払わなかったということである。今年の事業で賃金を払ってその上に従事割配当ができないということならわかるが、このことは議論、検討する必要がある。

(杉山) 生産森林組合の経営する山を一つ一つ明確にしたらいということか。しかし経理上は単年度に山林からの収入があり、また別に保育の段階があってその保育で賃金を払ったらそれはやはり賃金を払ったことになる。

(堺) 例えば山を1千万円で売った場合、組合員20人で1人当たり50万円の収入となる。そういう収入がある場合なぜ賃金を払わなければならないかわからない。現実に伐採収入があるのだったら、従事割配当がもらえるから賃金を支払う必要はない。具体的にいうと造林の補

助金しかないところが問題である。それは今植えているので収益の従事割配当など考える必要はない。それが仮に50年後になった時、賃金を払っていたから従事割配当の損金算入は認めないと税務署は言うだろうか。言わせるとおかし。

＜従事割配当は当該年度の従事のみに対応＞

(平野) 従事割配当の従事というものの見方は、その配当する当該年度の従事しかみれない仕組みに税法上はなっている。過去のことをいうのは税法上は認められない。当該年度に病気で寝ていて従事できなかったものをどう処理するかは別である。

(堺) 本当にそうであれば、高尾さんの話で補助金が出て、それで賃金を払うと従事割配当の時に問題になるという意味はどういうことか。単年度の従事割配当については、出不足金などそれぞれ対処されて問題はないと思う。

(山上) 従事割配当ができる前提として特別法人と普通法人を毎年かえることはできるのか。できればこの二つの使い分けをしいいのか。
司会(岡森) 広島県の方がいわれているのは税法上対象になるのは単年度だけなのだとということか。

(平野) 通達によると従事割配当となる従事日数というのはその年度しかみない。過去勤務は認めない。

司会(岡森) 例えば35年生の立木があり、保育の労働もいらず、立木で売ってしまったという場合は、従事割配当は一切みとめられないということになるのか。

(平野) そうである。今年は配当するという年には一日でもいいから何らかの作業に従事すれば配当できる。

(堺) 従事割配当という点ではまったく相違

ないが、特別法人ということを上山さんがいわれたが、それは賃金を払ったという事実をいつとるかということである。少しでも賃金を払えば特別法人の対象にならないと考える人もある。税務処理上はそうではなく、その造林補助金ができる時には払ってやってもいいというのが私の考えである。

＜収益の公共事業への支出は？＞

(平野) 補助金の場合には経理上の問題はある。
司会(岡森) 中尾先生から入会林野整備により生産森林組合が設立された場合、その組合からの立木伐採収入等による収益を公民館その他共益費に支出している例があるか。その場合の経理、税制上の問題は起こっていないのか。という質問がでているので具体例を出してほしい。

(小野) 従事割配当を組合員に返して、組合員がその後の公共事業等にどう使おうとそれは組合員にまかせている。組合員は組合と関係ないということで公共事業につかっている。直接組合から支出している例はない。

Ⅳ 生産森林組合と分収林および育林経営のあり方

＜整備後の記名共有形態は問題＞

司会(岡森) 宮崎県の肥後さん、佐賀県の山上さん、広島県の平野さんから川平山の入会整備組合について質問がでている。整備後はいわゆる共有なのか、個人分割なのか、生産森林組合なのか、説明願う。

(岡村) 整備後は全部共有林としてやっている。

(肥後) 現在の権利者の記名共有として登記するということか。将来、今の形態だと弊害がおこると思うがどうか。

(松原) 県の立場では相続などおこった場合そのつどやっていくつもりである。

(中尾) 記名共有は何名位か。10人不足だと生産森林組合はつぐれないか。

(岡村) 115名、64名、41名、20名となっている。

(中尾) 115名の場合譲渡などおこり得ないのか。内規としては譲渡はさせないこととなっているが第三者には対抗できない。

(岡村) そういうことを避けるため、分収造林契約にもっていけばいいと思っている。

(中尾) 分収造林して分収金はいってれば持分が流れる可能性があるのではないか。

(岡村) それが欠点である。

(中尾) また昔のような入会林野のようになるのではないかとことだが、入会林野の場合は転出失権である。しかし今度は転出失権ではないのでまさに民法上の共同相続が働く。そういうことまで覚悟してやっているのか。一度入会近代化法第12条により所有権移転登記したところを再度それをするということは不可能だと思うがどうか。

(小山) 県で認めれば受け付けると思う。

(中尾) 解釈上一旦入会権が消滅したので再度その土地に入会権が発生することはあり得ないということだが、将来入会集団が発生するという解釈もある。入会整備をし、記名共有地にすると、今度は通常の登記によらなければできないわけであるが、そういうことも充分考えているのか。

＜分収契約とその面積割合＞

司会(岡森) もうひとつ事実関係で琉球大学の篠原先生から宇田浦入会林野と川平山入会林野の登記簿面積と実施完了面積が大差があるのはどういうわけか。造林樹種、伐期、分収歩合

はどのようになっているか。

(岡村) 登記簿上の面積が64町歩ということである。私のところでは昔からの山林面積は実面積の10倍程度になるというのが通例で、その結果こういう差が生じた。川平山については地籍調査の段階で境界線のまちがいがあり、現在登記を119.11haにしているが、このまちがいは最終的には入会林野整備で直したのでこの面積となった。分収歩合は林業公社との契約が6対4で6が公社、4が地元である。樹種は杉、桧が大半である。

(松原) 分収造林契約は50年である。標準としては杉は35年、桧は45年となっているが、伐期のころにならないとわからない。当然その時点で分収造林契約の延長があるとも限らない。

司会(岡森) 分収林について島根県の桔梗さんから、生産森林組合は自らの手で森林経営を行うのが原則であるが、宇田浦入会林野の場合、その殆んどを公社造林に出しているのはどう考えているのか。広島県の平野さんから生産森林組合の場合宇田平原のように、100%分収契約してしまうことに対する本来の生産森林組合経営に関する考え方について意見が出ている。

(桔梗) 阿武町の整備後の経営形態が生産森林組合のものだと考えていたのでこういう質問をした。実際島根県においては整備後に生産森林組合をつくった段階で、分収造林に出したいという希望が多く、県としても5割程度位までなら出してもいいのではという考えをもっているが、この考え方について御教示願いたい。

(綾部) やり方はいろいろあるのではないか。

(松原) 入会林野を整備するとき、代表者名義でそのまま契約する場合等があるが、これをとて歓迎する。それは、現在の場合 ①入会林野に従事する状況ではない。②必ず入会権者の何人かが森林組合の労務班として参加している

からである。土地所有者がいるので森林組合の請負者という観念ではなく、山をよくすれば自分のところに還元されるという立場でやってもらえるので。

〈入会整備地を国が買収するのは問題〉
司会（岡森） 生産森林組合の場合、全部公社造林なり公団造林に出すのはどうかという問題が出てくるが、これと似た問題で宮崎県の肥後さんから岡村さんへ、川平山入会林野整備組合に関して入会林野近代化法上問題となるのでは。沖縄県の浦崎さんからも同じような問題が出てくる。
（浦崎） 昭和52年度から本整備事業を着手しており、入会整備の途上であるが、経営自体をみた場合必ずしもうまくいっていない。近代化法の目的をみた場合、具合が悪いのでは。
（武井） 近代化した後、農林業以外につかわ

れると法の主旨に反して具合が悪い。しかし農林業を増進するという点では抵触しないのではないか。
（綾部） 農林家の経営安定ということであるが、整備によって農林業上の利用が健全に計られないようであれば、それは法の主旨にもあわない。
司会（岡森） 入会林野近代化事業を何のためにやるのかということを考えずに議論できない。入会林野近代化事業は林業基本法に基づいて制定された事業であり、これの論点の1つは農家、林家の経営の向上というのが基本的柱である。それを促進するために入会林野近代化事業が行われている。法の理念を大切に何のための法なのか、何のための事業なのかという点をふまえていくべきだ。今後の指導の問題で原点に立ち帰ることが必要である。

〈大会記事〉

西日本入会林野研究会第7回大会は昭和56年10月29～30日の2日間、熊本県阿蘇郡南小国町において、170人余の参加を得て盛大に開催された。

参加者は、例年どおり西日本各地から、県および市町村職員、森林組合および生産森林組合の役員、入会集団の代表者ならびに大学等の入会研究者と広い範囲にわたったが、南小国町および熊本県村政課、同阿蘇事務所林務観光課の行きとどいた御配慮と素晴らしい会場づくりによって、「南小国自然休養村管理センター」でのシンポジウムはじめ、今回の大会は極めて充実した研究会となった。御協力をいただいた関係各位に心から御礼申上げる次第である。

会員外からは林野庁森林組合課の綾部誠司企画係長が出席され、入会林野をめぐる行政の動きについてお話しをお願いした。

シンポジウムでの発言者は27人にわたり、白熱した議論がたたかわされた。内容は別掲のとおりであるが、実践的にも、理論的にも急所をつく発言が多く、今後の活用が望まれるところである。

なお、2日間の日程は次のとおりであった。

◎ 研究会大会次第

- 第1日 10月29日 9時開会
- 全体進行 熊本県林政課 牛島 義隆
- 1. 開会 南小国町総務課 太田 義市
- 1. 代表委員挨拶 西日本入会林野研究会
代表委員 中尾 英俊
- 1. 来賓挨拶 熊本県水産林務部
次長 佐野 弘
南小国町町長 藤堂 真人

(400021 入会)

〈吉嶺会報〉

南小国町議会議長 鞭馬 司

- 1. 講演 林野庁森林組合課 綾部 誠司

1. 問題提起

- ① 岡村 芳美（山口県阿武町）
- ② 高尾 徳次（長崎県林務課）
- ③ 佐藤 英男（熊本県南小国町）
- ④ 武井 正臣（島根大学法文学部）

（中食）

1. 研究会総会

議長 安武次郎太（熊本県阿蘇事務所）

1. シンポジウム

司会 吉嶺 芳徳（長崎県林務課）
岡森 昭則（九州大学農学部）

- 1. 謝辞 山口県林業公社 松原 功
- 1. 閉会 熊本県林政課 矢野嘉一

◎ 現地視察

第2日 10月30日 9時
宿舎（黒川温泉ホテル）出発
南小国町内の扇および白川の両入会林野を視察のあと阿蘇山上にて解散

◎ 総会

- 1. 第6期会務報告および会計報告承認の件
 - 2. 次期開催地の決定の件
 - 3. 運営委員の選出の件
- 以上の3点につき堺委員より報告および提案がなされた。なお、内容は別掲のとおりである。

（400021 入会）

< 総 会 報 告 >

◎ 報告事項

1. 会務報告(日誌)

昭和55年

12月5日 運営委員会(6人)並びに中及び東日本入会林野研究会との協議(日程調整、会報交流について)

56年

5.13 東日本入会研究会会報(15部)受入、運営委員へ発送

6.下旬 第7回大会の報告(問題提起)者の選定開始

6.30 林野庁森林組合長に各県部長あて「第7回大会案内(予報)」発信を依頼

7.14 中日本入会林野研究会報(15部)受入、運営委員へ発送、第7回大会報告者内定

7.22 南小国町にて第7回大会に関する打合せ(南小国町及び熊本県担当者並びに運営委員計7人)

7.17 次回(第8回)開催地について松原委員と協議(於山口市)

8.12 「会員の確認と会費徴収等について」各県へ依頼

9.10 第7回大会案内状発信(各県及び一部個人)

9.下旬 林野庁森林組合課長に特別講演を依頼(最終確認)

9.30 会報第6号発送(第6回大会参加者等へ各県担当者を通じて、一部個人あて)

” 会報第6号を中日本及び北日本入会研究会へ寄贈(各15部)

10. 会員名簿の印刷発行

2. 会員組織の改善

(1) 会員の確定と会員名簿の作成

(会員数 330人)

(2) 幹事の制定(各県入会担当者)

3. 会報の編集、発行

○ 第6号を56年9月22日に発行。

内容は第6回今治大会の問題提起要旨とシンポジウムの詳録

4. 第7回大会(熊本県南小国町)の準備

(1) 時期について

○ 当会及び中日本、東日本の3研究会で大よその時期を調整し、
○ 具体的な日程は開催地の南小国町及び熊本県に一任した。

(2) テーマ及び報告者について

○ 報告者(問題提起)の選定は6月下旬に開始、7月に岡村(阿武町)、高尾(長崎)、佐藤(南小国)、武井(島根)の各氏に決定。
○ 報告内容にはとくに制約を加えず、配布資料の用意のみ要請した。

(3) 特別講演について

○ 例年どおり林野庁森林組合課長に依頼

(4) 大会案内

○ 各県幹事(一部個人)を通じて配布(9月10日)

(5) 会場設営

○ 南小国町及び熊本県林政課並びに同県阿蘇事務所に全面的に依存。

5. 決算報告 — 別紙のとおり

(1) 収入について

① 会費収入の大幅増
(264人 132000円)

② 県負担金(2000円)は6県のみ

(2) 県 関 係

(2) 支出について

① 会報第6号及び会員名簿印刷代計14

万円を繰上げ支出

② バス借上、会場借料の1部として10

万円を愛媛県へ支出

③ 連絡旅費(山口、南小国 etc)3万

円の支出

④ 在福運営委員会及び代表委員通信費

として2.4万円支出

⑤ 事務局費として九大林政学講座及び

同講座技官等に4.5万円支出

① 松原 功(山口県公社) → 再任

② 西森 正信(高知県) → 再任

③ 吉嶺 芳徳(長崎県)

→ 中村 厚資(福岡県)

④ 徳本 達夫(愛媛県)

⑤ 小堀 信治(熊本県) → 再任

(3) 大学関係等

① 武井 正臣(島根大)

→ 北川 泉(島根大)

② 大平 英輔(高知大) → 再任

③ 中尾 英俊(西南大) → 再任

④ 堺 正紘(九州大) → 再任

◎ 審議事項

1. 次期開催地

広島県(ただし具体的な開催市町村については同県と運営委員会で協議)

① 会費収入は会報印刷費に充当

② 会の運営費(大会運営費、旅費...)は大会参加費収入によってまかなう。

2. 運営委員の選出

(1) 市町村関係

① 清水 (鳥取県日野町)

→ 加藤 健(鳥取県日野町)

② 酒井 利幸(大分県九重町)

→ 再任

③ 山口 正郎(高知県 原町)

→ 再任

④ 川原 祥治(福岡市) → 退職

⑤ 佐藤 英男(熊本県南小国町)

→ 再任

西日本入会林野研究会第6期決算報告書

項 目	前 期	今 期 ('80. 10~'81. 10)	
	('79.9~'80.10)	金 額	摘 要
収			
1. 前期繰り越し	39,949	36,940	
2. 会 費	67,000	132,000	500円×264人
3. 会報売上げ	—	—	
4. 県負担金	4,000	12,000	2,000円×6県
5. 大会参加費	227,800	404,000	4,000円×101人
6. そ の 他	4,431	4,704	
1) 預 金 利 息	2,431	4,704	
2) そ の 他	2,000	—	
7. 収 入 合 計	343,180	589,644	
支			
1. 会報印刷費	70,000	220,000	5.6号各80,000円 名簿60,000円
2. 大会運営費	180,000	243,760	第6回今治大会
1) 会場係及受付等件費	112,000	103,760	
2) シンポジウム原稿作成費	68,000	40,000	
3) 雑 費	—	100,000	バス及び会場借料
3. 連絡旅費	—	30,000	
4. 運営委員会費	10,000	24,030	
5. 事務局費	45,840	63,020	
1) 通 信 費	9,910	12,810	
2) 大会案内作成費	3,000	4,000	
3) 事務用品費	1,330	1,210	
4) 事務局費	32,000	45,000	九大林政及び同教室事務 官謝礼
6. 支 出 合 計	306,240	580,810	
差引残高	36,940	8,834	
1. 現 金	3,760	10	
2. 預 金	33,180	8,824	

昭和56年10月28日

西日本入会林野研究会

代表委員 中 尾 英 俊

西日本入会林野研究会会員名簿

(昭和57年8月1日現在)

氏 名	所 属	住 所
(鳥 取 県)		
森 満 弘	鳥取地方農林振興局	鳥取市東町1-217
池 内 孝 明	八頭地方農林振興局	郡家町郡家
吉 村 俱 美	倉吉地方農林振興局	倉吉市巖城279
千 田 明	米子地方農林振興局	米子市靴町1-160
垣 田 修	"	"
山 里 昶	日野地方農林振興局	日野町根雨140-1
前 田 峰 博	"	"
木 村 忠 之	"	"
管 沢 恭	"	"
加 藤 健	日 野 町 役 場	日野町根雨
石 田 信 広	"	"
内 田 敬 雄	三 朝 町 役 場	三朝町大瀬999
谷 上 右 近	佐 治 村 役 場	佐治村加瀬木
長 戸 清	岩 美 町 役 場	岩美町浦富
北 村 幸 男	鳥 取 県 造 林 公 社	鳥取市東町1-220
小 林 琢 馬	" 林 務 課	"
尾 崎 義 弘	" "	"
森 本 英 之	" "	"
(島 根 県)		
武 井 正 臣	近畿大学労働問題研究所	東大阪市小若江3-4-1
北 川 泉	島 根 大 学 農 学 部	松江市西川津町1,060
山 本 豊 三	農 林 水 産 部 林 政 課	松江市殿町1番地
角 俊 一	"	"
桔 梗 教 明	"	"

氏名	所 属	住 所
(岡山県)		
遠藤 敬	農 林 部 林 政 課	岡山市内山下2-4-6
広田 満	"	"
広井 睦生	"	"
長尾 直	川 上 村	真庭郡川上村上徳山1027
柴田 通泰	"	" 1045
(広島県)		
遠田 新一	大阪市立大学法学部 (入会林野コンサルタント)	大阪市住吉区杉本3
上田 博之	広島県林政課	広島市中区基町10-52
幾田 正彦	"	"
川上 和之	"	"
明新 初夫	"	"
桧垣 卓雄	"	"
新竹 真人	"	"
佐々木 浩二	"	"
松原 佑吉	広島農林事務所林務第一課長	安芸郡海田町東昭和町2-6
大道 照雄	" 課長補佐	東広島市西条町田口1391
冲中 善春	" 林業係長	賀茂郡黒瀬町大字兼広444
徳川 寛二	" 普及第一係長	広島市南区比治山本町16-12
中川 幸治	" 主任	東広島市高屋町宮領768
波光 幸一	" "	" 八本松町吉川382-2
荒谷 元次郎	" "	佐伯郡廿日市町宮内819-10
上原 拓	東広島農林事務所	東広島市西条栄町1214-8
渡辺 敏実	広島市役所林務課長	広島市中区国泰寺
吉岡 義文	" 課長補佐	"
新田 政丸	湯来町町長	佐伯郡湯来町和田75-4
久保 政登	" 産業課長	"
上岡 正和	" 産業課長補佐	"
下前 政幸	" 振興第二係長	"
藤 博文	" 主 事	"

氏名	所 属	住 所
沖村 義春	五日市町役場経済課主事	佐伯郡五日市町五日市4丁目1-7
加納 健治	黒瀬町経済課	広島県賀茂郡黒瀬町大字丸山
松島 義治	高野町産業課	広島県比婆郡高野町大字新市1456-1
東 芳生	佐伯森林組合湯来事業所長	佐伯郡湯来町和田
千崎 伸	" 技術員	"
下川 憲三	北谷生産森林組合組合長	佐伯郡湯来町伏谷1565
山根 新三	皆草生産森林組合組合長	" 麦谷甲500
小方 敬二	佐伯森林組合総務課長	佐伯郡佐伯町玖島4904
栗栖 時和	大平山生産森林組合	山県郡加計町加計4836
西田 保夫	溝口入会林野整備組合	" 芸北町溝口1340
山廻 盛人	移原生産森林組合	" " 政所400
先川 孝雄	堀迫生産森林組合	高田郡向原町保垣266
(山口県)		
松本 正	農 林 部 治 山 課	山口市滝町1の1
河村 克己	"	"
板垣 靖彦	"	"
松原 功	林 業 公 社	山口市後河原松柄150-1
上村 清隆	美和町経済課	美和町生見2126
田弘 保	錦町林務課	錦町広瀬6748-1
大田 一雄	岩国林業事務所	岩国市麻里布町3丁目5-7
谷 和久	菊川町農林商工課	菊川町田部734-1
藤永 美夫	豊北町農林課	豊北町滝部3140-1
岡村 芳美	阿武町経済課	阿武町奈古2636
板垣 照夫	萩林業事務所	萩市江向531-1
阿部 音治	徳地町林務課	徳地町堀1744
(愛媛県)		
砂田 清哉	今治市・玉川町及び 朝倉村共有山組合	今治市中日吉町1丁目1-14
白石 春雄	朝 倉 村	越智郡朝倉村大字朝倉北甲397

氏名	所属	住所
渡辺 誠 悟	宮 窪 町	越智郡宮窪町大字宮窪 2668
渡辺 誠 司	伯 方 町	" 伯方町大字木浦甲 1235
森 貞 一 次 郎	松山市重信町共有山林組合	松山市北梅本町 759
森 貞 同	"	"
松本 格	中 島 町	温泉郡中島町大字大浦 1626
鈴木 憲 一	伊 予 三 島 市	伊予三島市金生町下分 865
中山 邦 夫	美 川 村	上浮穴郡美川村大字上黒岩 1番耕地 549
高橋 昭	愛媛県西条地方局出張所 伊予三島出張所	伊予三島市宮川 4丁目 6番 53号
土岐 孝 夫	" 八幡浜地方局出張所 大洲出張所	大洲市田ノ口字ツツイ甲 425の 1
曾我部 定 夫	" 西条地方局	西条市神拝甲 150の 1
武智 潔	" 松山地方局	松山市三番町 4丁目 10-1
丸井 治	" 林 政 課	" 一番町 4丁目 4-2
井伊 豊次郎	"	"
渡部 一 彦	"	"
徳本 達 夫	" 税 務 課	"
小脇 一 海	入会林野等コンサルタント	" 松前町 3-3-13
正岡 喜久利	"	" 井門町 935
矢野 達 夫	愛 媛 大 学	" 文京町 3
(高知県)		
中川 展 彰	農林水産部林業課	高知県高知市丸の内 1丁目 7番 52号
西森 正 信	"	"
倉橋 門生幸	"	"
山口 正 郎	梶原町役場	高知県高岡郡梶原町
大平 英 輔	高知大学農学部	高知県南国市日章
川田 勲	"	"
(福岡県)		
渡辺 勲	北九州市殖産課	北九州市小倉北区城内 1-1
平山 雄一郎	"	"

氏名	所属	住所
矢野 克 爾	筑 穂 町 産 業 課	嘉穂郡筑穂町大字長尾 1242-1
原田 爾 司	嘉 穂 町 経 済 課	" 嘉穂町大字大隈町 733
吉崎 政 則	若 宮 町 "	鞍手郡若宮町大字福丸 272-1
奈木野 盛 則	宮 田 町 産 業 課	" 宮田町大字宮田 29-1
井村 康 男	築 城 町 "	築上郡築城町大字築城 253-1
繁 永 和 博	"	"
村上 孝 男	犀 川 町 "	京都郡犀川町大字本庄 646
中尾 英 俊	西南学院大学法学部	福岡市早良区西新 6-2-92
江淵 武 彦	"	"
桜木 隆 子	"	"
堺 正 紘	九州大学農学部	福岡市東区箱崎 6-10-1
岡森 昭 則	"	"
遠藤 日 雄	"	"
上田 実	"	"
中村 厚 資	県水産林務部林政課	福岡市博多区東公園 7番 7号
吉村 幸 一	"	"
塚本 祐 介	"	"
江崎 義 康	福岡農林事務所	福岡市中央区大名 1丁目 4-1
大石 清 務	甘 木 "	甘木市大字甘木 2014-1
井上 英 郎	"	"
三笠 哲 雄	"	"
野田 多 賢	八 幡 "	北九州市八幡西区則松 3-7-1
元村 圭 助	"	"
奈須 鉄 也	"	"
田中 嘉 文	飯 塚 "	飯塚市新立岩 8-1
土師 淳 志	"	"
有川 昭 雄	行 橋 "	行橋市大字大橋 1丁目 8-1
原田 憲 之	"	"
吉原 金之介	福 岡 市 林 政 課	福岡市中央区天神 1丁目 8-1
川原 祥 治	福 岡 市 森 林 公 社	福岡市早良区西新 3丁目 1-1

氏名	所属	住所
真子 卯彦	福岡市森林公社	福岡市早良区西新3丁目1-1
松本 安則	"	"
淵上 勲	篠栗町産業課	粕屋郡篠栗町大字篠栗4855-5
塙 多喜男	津屋崎町経済課	宗像郡津屋崎町大字津屋崎815
田内 八住	久留米市農政部	久留米市城南町15の3
小林 秋彦	夜須町産業課	朝倉郡夜須町大字篠隈350
(長崎県)		
木村 豊秋	長崎県林務課	長崎市横尾1丁目6-2
吉嶺 芳徳	"	" 片淵5丁目6-23
高尾 徳次	"	" 滑石4丁目3-7
高木 信春	" 長崎林業事務所	" 三川町1221-38
執行 興一	" 五島支庁	福江市木場町759-1
多久島 正	"	南松浦郡上五島町青方郷1689
田嶋 幸一	" 対馬支庁	下県郡巖原町宮谷89-1
出田 龍彰	"	" 98
田中 一樹	" 県北振興局	佐世保市中里町191-3 県公舎11号
福田 卓夫	平戸市役所	平戸市深川町325
後田 寛	"	" 戸石川町369
石橋 哲司	世知原町役場	北松浦郡世知原町栗迎免246-1
峰 初男	上五島町役場	南松浦郡上五島町今里郷165
福田 貢	美津島町役場	下県郡美津島町大字難知
三山 忠	巖原町下原入会集団	下県郡巖原町大字下原375-1
(大分県)		
藤藤 和雄	林業水産部林政課	
進藤 幾生	"	
姫野 謙二	"	
岩坂 克信	高田事務所林業課	
荒木 大介	"	

氏名	所属	住所
和田 恭司	高田事務所林業課	
足立 紀彦	"	
堺 富顕	国東事務所林業課	
利行政 友	"	
武信利 彦	日出事務所林業課	
工藤 照明	"	
真路 博	大分事務所林業課	
佐藤 敏夫	"	
普及係 長	佐伯事務所林業課	
入会 担当	"	
和田 幹生	三重事務所林業課	
小野 修二	"	
赤嶺 宙	竹田事務所林業課	
黒木 博紀	"	
樋口 勝人	玖珠事務所林業課	
椋野 和夫	"	
宿利 角丸	"	
普及係 長	日田事務所林業課	
高倉 芳樹	"	
斉田 末弘	中津事務所林業課	
増田 隆哉	"	
古賀 富男	宇佐事務所林業課	
上野 恒義	豊後高田市農林水産課	
矢野 典喜	"	
豊饒 正信	真玉町産業課	
井ノ口 清隆	"	
田 洪孝基	真玉町上村生産森林組合	
小川 富太郎	"	
佐藤 英明	別府市林業事務所	
堀田 幸一	杵築市農林課	

氏 名	所 属	住 所
木 付 和 敏	日 出 町 産 業 課	
阿 部 憲 之	山 香 町 経 済 振 興 課	
安 部 勝 馬	大 分 市 耕 地 林 業 課	
山 崎 長 喜	"	
山 元 彰 一 郎	挾 間 町 産 業 課	
佐 藤 敬 徳	"	
檜 原 守 人	湯 布 院 町 農 政 課	
那 須 正 男	野 津 原 町 森 林 組 合	
安 藤 稔	庄 内 町 "	
加 藤 鉄 馬	湯 布 院 町 "	
赤 迫 唯 夫	臼 杵 市 農 林 水 産 課	
小 嶋 輝 夫	佐 伯 市 "	
産 業 課 長	弥 生 町 産 業 課	
産 業 経 済 課 長	宇 目 町 産 業 経 済 課	
産 業 課 長	直 川 村 産 業 課	
農 林 課 長	蒲 江 町 農 林 課	
産 業 課 長	本 匠 村 産 業 課	
松 井 五 月	竹 田 市 農 林 振 興 課	
経 済 課 長	直 入 町 経 済 課	
大 久 保 一 見	" 森 林 組 合	
石 井 宗 次	玖 珠 町 管 財 課	
官 崎 一 生	"	
後 藤 春 音	" 森 林 組 合	
酒 井 利 幸	九 重 町 産 業 課	
小 野 泰 助	"	
坂 木 一 清	" 森 林 組 合	
田 口 明 光	宇 佐 市 農 林 水 産 課	
(宮 崎 県)		
鐘 ヶ 江 利 常	宮 崎 県 林 産 課	宮 崎 市 橋 通 東 2 丁 目 10-1

氏 名	所 属	住 所
肥 後 恒 文	宮 崎 県 林 産 課	宮 崎 市 橋 通 東 2 丁 目 10-1
日 高 久 喜 太 郎	" 入 会 林 野 整 備 推 進 対 策 協 議 会	" " 東 1 丁 目 11-4
渡 辺 忠 幸	"	" " " " " "
中 須 恒 孝	延 岡 市 農 政 課	延 岡 市 東 本 小 路 2-1
津 曲 一 俊	串 間 市 農 林 水 産 課	串 間 市 大 字 西 方 5550
木 村 重 穂	北 方 町 経 済 課	北 方 町 大 字 卯 682
甲 斐 隆 幸	"	"
小 西 繁	北 浦 町 農 林 水 産 課	北 浦 町 大 字 古 江 1930
(鹿 児 島 県)		
鹿 島 親 俊	県 林 業 振 興 課	
長 浜 安 雄	"	
橋 口 哲 郎	川 辺 町 経 済 課	
真 茅 忠 志	知 覧 町 "	
山 之 内 正 治	大 浦 町 "	
福 元 満 夫	松 元 町 "	
池 山 光 義	宮 之 城 町 "	
中 尾 定 彦	祁 答 院 町 "	
橋 口 雅	阿 久 根 市 農 政 課	
大 重 尚 文	始 良 町 経 済 課	
瀬 戸 口 悟	加 治 木 町 "	
上 窪 知 福	栗 野 町 "	
豊 饒 孝	大 隅 町 "	
前 野 善 弘	金 峰 町 "	
宮 脇 秀 隆	樋 脇 町 "	
(沖 縄 県)		
嶺 井 政 秋	農 林 水 産 部 林 務 課	那 覇 市 泉 崎 1-2-32
津 波 古 充 清	"	"
前 新 正 大 郎	"	"

西日本入会林野

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
開催時期	昭和50年10月3, 4日	昭和51年11月10, 11日	昭和52年11月29, 30日
開催場所	大分県九重町中央公民館	高知県土佐清水市漁民センター	宮崎県宮崎市ひまわり荘
参加者数	52人	51人	72人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」
特別講演	植田昌宏	穂積良行「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎「入会林野対策の諸問題」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為(大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照治(鳥取県三朝町) 佐藤英男(熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)
シンポジウム 司 会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)
シンポジウム の 内 容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合

研究会の歩み

第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
昭和53年9月29, 30日	昭和54年10月4, 5日	昭和55年10月30, 31日	昭和56年10月29, 30日
鳥取県三朝町温泉会館	鹿児島県屋久町屋久島温泉	愛媛県今治市湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町自然休養村管理センター
約100人	160人	160人	170人
「地域農林業と入会林野」	「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」
渡辺武「入会林野の高度利用について」	船 渡 清 人	山田保夫「入会林野整備の現状と課題」	綾 部 誠 司
重石 巧(大分県日田市) 山口正郎(高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)	川東義明(鹿児島県) 真孫義之(対馬林業公社) 砂田清哉(今治市外2町 村共有山組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎(愛媛県上林生 森) 杉山宏明(佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊(西南学院大学)	岡村芳美(山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男(熊本県 南小国町) 武井正臣(島根大学)
西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原功(山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)
I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手續 III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林及び育林経営のあり方
三朝町木地山生産森林組合	屋久町船行入会整備組合	今治市他共有山組合山林	南小国町扇及び白川牧野

西日本地区各県の入会林野及

県名	電話	部	入会林野担当			
			課	班・係	職名	氏名
鳥取	0857-26-7300	農林水産	林務	森林組合 26-7300	専技	森本英之
島根	0852-22-5159 (直通)	農林水産	林政	森林組合 22-5159	主幹 主任技師	角俊一 桔梗教明
岡山	0862-24-2111	農林	林政	森林組合 (内) 2531	技師	広井睦生
広島	0822-228-2111	林務	林政	森林組合 (内) 2559	主任主事	新竹真人
山口	0839-22-3111	農林	治山	(内) 2785	主査	板垣靖彦
愛媛	0899-41-2111	農林	林政	公有林 (内) 3363	主事	渡部一彦
高知	0888-23-1111	農林水産	林業	森林組合 21-4571	班長 主幹	西森正信 倉橋門生幸
福岡	092-651-1111	水産林務	林政	企画 (内) 3515	主任技師 技師	吉村幸一 塚本祐介
佐賀	0952-24-2111	農林	林務	振興 (内) 2684	係長 主査	松尾守明 北川憲治
長崎	0958-24-1111	農林	林務	団体林産 (内) 2975	技師	高尾徳次
熊本	0963-83-1111	林業水産	林政	林構 (内) 2464	参事	
大分	0975-36-1111	林業水産	林政	森林組合 (内) 3315	主査	進藤幾生 姫野謙二
宮崎	0985-24-1111	林務	林産	林構 (内) 2303	主任主事	肥後恒文
鹿児島	0992-26-8111	林務	林業振興	林構 (内) 2737	技術主査	長浜安雄
沖縄	0988-66-2295 (直通)	農林水産	林務	林政 66-2295	技師	長間孝

び生産森林組合担当者一覧

生産森林組合担当			県		市町村	大学等	その他	計	
課	班・係	職名	氏名	課					出先
林務	森林組合 26-7300	主任	音田治一	3	9	5	-	1	18
林務	森林組合 22-5159	主幹 主任技師	角俊一 引田輝美	3	-	-	2	-	5
林政	森林組合 (内) 2531	主任	熊成浩	3	-	2	-	-	5
林政	森林組合 (内) 2559	主任主事 主事	桧垣卓雄 佐々木浩二	7	8	10	1	9	35
林政	団体 (内) 2773	係長	今浦丈志	3	2	6	-	1	12
林政	森林組合 (内) 3361	主事	井伊豊次郎	4	4	6	3	3	20
林業	森林組合 (内) 2693	班長 主幹	西森正信 倉橋門生幸	3	-	1	2	-	6
林政	企画 (内) 3515	主任技師	吉村幸一	3	11	17	7	-	38
林務	振興 (内) 2684	係長 主事	松尾守明 福田正広	26	20	22	1	33	102
林務	団体林産 (内) 2975	専技 主事	吉嶺芳徳 稲田雅厚	3	6	6	-	-	15
林政	森林組合 (内) 2466	専技	中川幸俊	8	9	13	-	2	32
林政	森林組合 (内) 3315	主査	津末駿一郎	3	24	27	-	8	62
林産	森林組合 (内) 2301	主査	佐藤邦夫	2	-	5	-	2	9
林業振興	森林組合 (内) 2735	主事	永尾仁志	2	-	13	-	-	15
				5	-	3	1	-	9

西日本入会林野研究会

No.	種別	種名	材種	規格		用途	備註
				寸法	重量		
1	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
2	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
3	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
4	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
5	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
6	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
7	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
8	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
9	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
10	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
11	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
12	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
13	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
14	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
15	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
16	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
17	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
18	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
19	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会
20	材	杉	大	100	100	材	西日本入会林野研究会

1982年8月20日印刷

1982年8月25日発行

編集 西日本入会林野研究会
 発行 福岡市西区西新6-2-92 (814)
 西南学院大学法学部内

☎ (092) - 841-1311

印刷 松隈印刷株式会社

☎ (092) - 721-0769

[佐賀] 県

氏名	所属	住所
上田 輝男	鎮西町加唐島 生森組合長	東松浦郡鎮西町加唐島
柴田 寛一	鎮西町役場経済課長	" " 埴名瀬屋1530
岩本 栗樹	相知町役場林業課	" 相知町埴相知2055a1
岩宗 正長	浜玉町長	" 浜玉町埴浜崎1455a1
江里 貢	浜玉町谷口生森組合長	" " 埴谷口
隅本 巧	" 産主 "	" " 埴産主
山口 福治	肥前町役場産業課長	" 肥前町埴入野甲1932a1
松本 常氏	" 満越生森組合長	" " 埴満越
山口 哲	玄海町役場産業課長	" 玄海町埴諸浦
山口 義孝	" 有瀬生森組合長	" " 埴有瀬上
香木 貞見	" 有瀬下 "	" " 埴有瀬下
才武 定一	" 長倉 "	" " 埴長倉
山崎 經好	" 藤平 "	" " 埴藤平
吉田 勇二	" 浜浦 "	" " 埴浜浦
岡本 是典	北波多利役場 建設課長	" 北波多利埴徳須恵
合力 直木	北波多利 柳田生森組合長	" " 埴柳田
宮丸 正行	唐津中農林課係長	唐津市西城内1番1号
浜田 康裕	" 史員 "	" " "
吉田 兼茂	" 山田生森組合長	" 埴山田
松本 高峰	" 竹林場 "	" 埴竹木場
香木 将利	" 半田 "	" 埴半田
松本 祐三	" 後川内 "	" 埴後川内
脇山 喜久雄	" 鏡 "	" 埴鏡
是松 義光	多良市役所農林課長	多良市北多良町埴小待7-1
岩永 直男	鹿島市役所農林水産課長	鹿島市埴細富分2643-1
植松 清次	" 伏原生森組合長	" 埴伏原
貞包 入夫	藤津町役場経済課長	藤津郡埴田町埴馬場甲 709
松尾 正八郎	" 五町田生森組合長	" " 埴五町田
金子 武夫	太良町役場農林課長	" 太良町埴乃良1607
賀村 正人	" 伊福生森組合長	" " 埴伊福
甲村 正二郎	" 伊福区長	" " "

氏名	所属	住 所
川島 玉男	柴田生森組合長	大字柴田
平松 勝郎	竹崎	大字竹崎
鷗田 浩	上峰村鳥越生森組合長	三養基郡上峰村鳥越
三好 克也	屋形原	屋形原
川原 益美	西有田町役場産業課長	西松浦郡西有田町大字下立
玄・時男	庄瀬村生森組合長	大字庄瀬村
高村 勇	富士町役場林業課長	佐賀郡富士町大字古湯2763
中島 松守	林業課長	" " " "
杉山 宏明	林業課長	" " " "
豆田 忠	上谷瀬生森組合長	大字上谷瀬
鈴山 邦勝	武雄市役所農政係長	武雄市武雄町大字昭和1-1
山口 平雄	繁昌生森組合長	大字繁昌
松尾 悟	下村	大字下村
大宅 光天	南永野	大字南永野
池田 常雄	伊万里市役所林務係	伊万里市立花町1355-1
大石 吉次	小城町役場林業係長	小城郡小城町55302/
山上 三郎	入会コンサルタント	佐賀市城内1丁目番59号林務課
深川 信夫	県庁森務課林務課長	" " "
熊瀬川 忠夫	技術監	" " "
坂井 久雄	課長補佐	" " "
藤満 久良	"	" " "
金丸 紘康	林道係主査	" " "
山口 計	県営林係長	" " "
塚本 伊太郎	森林計画係長	" " "
副島 道夫	振興係長	" " "
北川 寛治	" 主査	" " "
福田 正広	" 主査	" " "
真木 尊	嘱託	" " "
松尾 守明	林務係長	" " "
深川 忠久	" 技師	" " "
松本 光男	21世紀の森室長	" " "
坂本 和亦	佐賀市役所林務課長	佐賀市八丁田町8-1

氏名	所属	住 所
神代 良忠	"	普及係長 " "
西山 邦敏	鳥栖農林事務所	林業課長 鳥栖市元町1234-1
岩永 正美	"	林業係長 " "1
前田 哲明	唐津農林事務所	林業課長 唐津市下名小路3-1
蔵原 義章	"	普及係長 " "
大久保 亮介	伊万里農林事務所	林業課長 伊万里市新天町坂口122-4
松本 浩	伊万里農林事務所	普及係長 伊万里市新天町坂口
野中 剛	武雄農林事務所	林業課長 武雄市武雄町大字高岡
松原 秀	"	普及係長 " "
浦 茂	鹿島農林事務所	林業課長 鹿島市大字高津原
山口 知行	"	普及係長 " "
左野 章直	県庁林務課主査	主査 佐賀市城内1丁目番59号林務課
熊 本 県		
矢野 嘉一	林務水産部 林政課	熊本市水前寺6丁目18番1号
田山 英明	"	"
太田 黒幸人	"	"
東家 勝徳	"	"
松岡 道徳	熊本県課	"
松平 三郎	熊本県課	"
小堀 信治	熊本県課	"
岩野 典太	県庁事務所	八代市松江城町1-54
阪本 寛一	"	"
小川 昭利	県庁事務所	阿蘇郡-9官町5馬立2402
井 枡男	県庁事務所	菊池市隈府1317-1
室武 次郎太	県庁事務所	人吉市西間F町一本杉86-1
大野 和人	"	"
藤崎 若男	県庁事務所	本渡市今益新町3530
嶋崎 俊秀	阿蘇郡南小国町役場	阿蘇郡南小国町大字赤島端
佐藤 英男	"	"
橋本 栄二	"	"
加賀 公也	"	"
加賀 昇	"	"

氏名	所属	住所
河津 稔	南国町農林組合(湯)	"
倉本 保	球磨村役場	球磨郡球磨村下宮渡 丙1730
今村 誠一郎	相良村役場	" 相良村下宮深水 2500-1
桐木 正男	山江村役場	" 山江村下山田 1256-1
土肥 邦徳	五木村役場	球磨郡五木村甲 2806-2
田浦 甚六	水上村役場	" 水上村下岩野 90
吉田 紘輔	泉村役場	八代郡泉村下柳道 3131
坂井 商	"	" "

入会林野等担当者名及び会員数の訂正

佐賀 松尾守明 を 副島道夫 に訂正。

熊本 入会林野担当
 技師 東 冨 勝 徳
 生産森林組合担当
 参事 梶原 強
 技師 山口 森 義

会員数

	県 課	出先	市町村	大学等	その他	計
佐賀	16	12	19	-	28	75
熊本	7	7	12	-	1	27